

第5回野田村議会 定例会会議録

令和6年9月4日（水） 開会
令和6年9月12日（木） 閉会

野田村議会

令和6年9月 第5回野田村議会定例会会議録（第1号）

招集年月日	令和6年9月4日（水）		
招集の場所	野田村議会議場		
開 会	令和6年9月4日（水） 10時01分 宣告者 野田村議会議長 米 田 忠 一		
散 会	令和6年9月4日（水） 11時39分 宣告者 野田村議会議長 米 田 忠 一		
応招（不応招）議員 及び出席、欠席委員 出席 9名 欠席 1名	議席番号	氏 名	出欠の別
	1	山 田 陽 子	○
	2	小野寺 光 男	○
	3	中 川 大 和	○
	4	丹 野 和 子	○
	5	中 川 昇	○
	6	小野寺 豊	○
	7	前 川 安 男	○
	8	小野寺 清 貴	○
	9	米 田 徳一郎	×
	10	米 田 忠 一	○
会議録署名議員の 氏 名	2	小野寺 光 男	
	3	中 川 大 和	
	4	丹 野 和 子	

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名	村 長 小 田 祐 士
	副 村 長 中 村 剛
	教 育 長 菊 地 理
	総 務 課 長 大 沢 勝 利
	住 民 生 活 課 長 松 頭 容 子
	保 健 福 祉 課 長 神 田 康 弘
	産 業 振 興 課 長 貳 又 正 貴
	会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長 中 野 俊 男
	地 域 整 備 課 長 前 川 満
	未 来 づ くり 推 進 課 長 小 野 寺 輝 彦
	教 育 次 長 明 内 和 重
	代 表 監 査 委 員 中 村 司
本会議に職務のため出席した者の職氏名	書 記 小 谷 地 鉄 也
	書 記 中 居 正 美
	書 記 小 野 寺 忍
議 事 日 程	別紙のとおり
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり
会 議 の 経 過	別紙のとおり

第5回野田村議会定例会会議録（令和6年9月）第1号

令和6年9月4日

（開会10時01分）

議 長 これより、本日をもって招集されました第5回野田村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しております。

なお、米田徳一郎君より、一身上の都合により欠席するとの通告があります。

議 長 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議 長 これより日程に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第117条の規定により、当職より指名いたします。

会議録署名議員に、2番 小野寺光男君、3番 中川大和君、4番 丹野和子 君、以上3名を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会に諮問した結果、お手元に配付しております「議会運営委員会調査報告書」のとおり、本日より12日までの9日間とされるよう答申がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、本日より12日までの9日間とすることに、ご異議ありませんか。

（なしの声）

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より12日までの9日間と決定いたしました。

お諮りいたします。

議案調査等のため、明5日及び11日は休会としたいと存じますが、これに、ご異議ありませんか。

（なしの声）

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、5日及び11日は、議案調査等のため、休会とすることに決定いたし

ました。

議 長 次に、日程第3、「諸般の報告」を行います。

村長から提出されました案件は、報告3件、承認1件、認定8件及び議案9件であります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による「例月現金出納検査の結果報告」が提出されております。

次に、教育委員会教育長より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定による「令和5年度教育委員会の事務の管理及び執行状況に係る点検・評価報告書」が提出されております。

閉会中の動向につきましては、その概要を取りまとめた「閉会中の議長諸般報告書」のとおりであります。

諸会議の資料は事務局に保管してありますので、後ほど、ご覧いただきたいと存じます。

議 長 次に、日程第4、報告第1号「株式会社のだむらの経営状況に関する書類の提出について」から日程第24、議案第9号「教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて」までの計21件を、会議規則第36条の規定により、一括して議題といたします。提案理由の説明を求めます。

村長。

村 長 提案致しました議案第9号「教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて」は人事案件でありますので、私からご説明申し上げ、議員各位のご理解ご賛同を賜りたいと存じます。本案は本年9月30日をもって任期満了となる坂本博志氏を再び選任したい考えからご提案申し上げるものでございます。坂本博志氏の経歴につきましては、議案に付しております履歴書のとおりであります。野田小学校PTA書記及び副会長歴任後、令和3年4月からPTA会長を務められるなど、優れた識見と教育に取り組む姿勢は教育委員会委員として適任であると考えご提案申し上げる次第であります。満場のご同意を賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明を終わります。

議 長 副村長。

副 村 長 ただいま村長からご説明申し上げました人事案件を除く、報告3件、承認1

件、認定8件、及び議案8件の提案理由についてご説明を申し上げます。

まず、報告第1号「株式会社のだむらの経営状況に関する書類の提出について」申し上げます。地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社のだむらの経営状況に関する書類を提出するものであります。なお、株式会社のだむらの令和5年度の当期利益は5ページの（5）営業成績及び財産の状況の推移にあるとおり176万6,000円の赤字となったところであります。

次に、報告第2号「株式会社涼海の丘の経営状況に関する書類の提出について」申し上げます。地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社涼海の丘の経営状況に関する書類を提出するものであります。なお、株式会社涼海の丘の令和5年度の当期利益は3ページの（4）営業成績及び財産の状況の推移にあるとおり26万2,000円の黒字となったところであります。

次に、報告第3号「令和5年度決算に基づく野田村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」申し上げます。令和5年度の各会計の決算に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を算定しましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものであります。なお、算定結果につきましては、2ページの1のとおり、健全化判断比率については、いずれも早期健全化基準に該当をしております。また、公営企業における2の資金不足比率についても、いずれの公営企業も経営健全化基準に該当をしております。今後につきましても、健全財政の堅持に向け努力してまいります。

次に承認第1号「令和6年度野田村一般会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについて」申し上げます。この補正予算は、令和6年台風第5号災害に伴う漁港施設災害復旧事業に要する経費について、予算措置を講ずるため専決処分をしたものであります。1ページをお開き願います。第1条歳入歳出予算の補正は既定の予算額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、補正後の予算総額を65億8,959万3,000円としたところであります。款及び項の補正額は2ページから5ページまでの第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

次に、認定第1号から認定第8号までの令和5年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定8件につきまして、順次ご説明を申し上げます。お手元の野田村一般会計各特別会計歳入歳出決算書をご用意願います。5ページになります。認定第1号「令和5年度野田村一般会計歳入歳出決算認定について」申し上げます。

まず、歳入ですが16、17ページの「歳入総括表」をご覧ください。予算現額の計の欄の下段になりますが、歳入予算総額44億9,259万7,000円に対し、収入済額、これは歳入決算額になりますが44億3,941万4,628円となり、うち10款、

地方交付税が18億4,725万4,000円であり、歳入決算総額全体の41.61%を占めております。不納欠損額は3万1,500円、収入未済額は1,164万9,790円であり、収納率の調定額対比は99.74%となっております。

次に、歳出ですが、18、19ページの「歳出総括表」をご覧ください。支出済額の合計が42億1,306万5,359円となり、うち3款、民生費が9億6,754万1,750円であり、歳出決算総額の22.97%を占めております。翌年度繰越額が7,166万5,000円、不用額が2億786万6,641円であります。なお、予算の執行率は93.77%となっております。140ページの「実質収支に関する調書」をお開き願います。千円単位に改めてありますが、歳入総額44億3,941万5,000円から歳出総額42億1,306万5,000円を差し引いた形式収支額が2億2,635万円。さらに、翌年度へ繰り越すべき財源1,626万7,000円を差し引いた実質収支額は2億1,008万3,000円となり、これが令和6年度への純繰越金となります。

次に、141ページの認定第2号「令和5年度野田村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」申し上げます。148、149ページの「歳入総括表」をご覧ください。予算現額の計の下段になりますが、歳入予算総額が5億1,462万7,000円に対し、収入済額の計は4億9,647万9,669円、不納欠損額は2万1,900円、収入未済額は592万7,850円であり、収納率の調定額対比は98.82%となっております。次に、歳出ですが、150、151ページの「歳出総括表」をご覧ください。支出済額の合計が4億8,979万9,983円、不用額は2,482万7,017円あります。なお、予算の執行率は95.17%となっております。172ページの「実質収支に関する調書」をお開き願います。歳入総額4億9,648万円から歳出総額4億8,980万円を差し引いた形式収支額及び実質収支額は668万円となっております。

次に、173ページの認定第3号「令和5年度野田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」申し上げます。178、179ページの「歳入総括表」をご覧ください。予算現額の計の下段になりますが、歳入予算総額が4,664万8,000円に対し、収入済額の計は4,666万9,925円。収入未済額は4万4,300円であり収納率の調定額対比は99.91%となっております。次に、歳出ですが、180、181ページの「歳出総括表」をご覧ください。支出済額の合計が4,635万8,927円、不用額は28万9,073円あります。なお、予算の執行率は99.38%となっております。188ページの「実質収支に関する調書」をお開き願います。歳入総額4,667万円から歳出総額4,635万9,000円を差し引いた形式収支額及び実質収支額は31万1,000円となっております。

次に、189ページの認定第4号「令和5年度野田村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」申し上げます。194、195ページの「歳入総括表」をご覧ください。予算現額の計の下段になりますが、歳入予算総額が4,448万9,000円に対し、収入済額の計は4,353万4,647円あります。なお、収入未済額

は73万7,860円、収納率に対する調定額対比は98.33%となっております。次に、歳出ですが、196、197ページの「歳出総括表」をご覧ください。支出済額の合計が3,696万4,869円、不用額は752万4,131円であります。なお、予算の執行率は83.09%となっております。204ページの「実質収支に関する調書」をお開き願います。歳入総額4,353万5,000円から歳出総額3,696万5,000円を差し引いた形式収支額及び実質収支額は657万円となっております。

次に、205ページの認定第5号「令和5年度野田村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」申し上げます。210、211ページの「歳入総括表」をご覧ください。予算現額の計の下段になりますが、歳入予算総額が1,839万6,000円に対し、収入済額の計は1,790万3,074円であります。なお、収入未済額は24万2,040円、収納率に対する調定額対比は98.67%となっております。次に、歳出ですが、212、213ページの「歳出総括表」をご覧ください。支出済額の合計が1,213万4,901円、不用額は626万1,099円であります。なお、予算の執行率は65.96%となっております。222ページの「実質収支に関する調書」をお開き願います。歳入総額1,790万3,000円から歳出総額1,213万5,000円を差し引いた形式収支額及び実質収支額が576万8,000円となっております。

次に、223ページの認定第6号「令和5年度野田村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」申し上げます。228、229ページの「歳入総括表」をご覧ください。予算現額の計の下段になりますが、歳入予算総額が3億2,610万7,000円に対し、収入済額の計は3億2,063万6,698円。なお、収入未済額は720万265円であり、収納率に対する調定額対比は97.80%となっております。次に、歳出ですが、230、231ページの「歳出総括表」をご覧ください。支出済額の合計が2億8,928万4,302円、不用額は3,682万2,698円であります。なお、予算の執行率は88.70%となっております。244ページの「実質収支に関する調書」をお開き願います。歳入総額3億2,063万7,000円から歳出総額2億8,928万4,000円を差し引いた形式収支額及び実質収支額は3,135万3,000円となっております。

次に、245ページの認定第7号「令和5年度野田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」申し上げます。250、251ページの「歳入総括表」をご覧ください。予算現額の計の下段になりますが、歳入予算総額が1億4,022万2,000円に対し、収入済額の計は1億2,856万8,985円であります。収入未済額が852万3,680円であり、収納率に対する調定額対比は93.78%となっております。次に、歳出ですが、252、253ページの「歳出総括表」をご覧ください。支出済額の合計が1億2,341万7,784円、不用額は1,680万4,216円であります。なお、予算の執行率は88.01%となっております。262ページの「実質収支に関する調書」をお開き願います。歳入総額1億2,856万9,000円から歳出総額1億2,341万8,000円を差し引いた形式収支額及び実質収支額は515万1,000円であります。

次に、263ページ、認定第8号「令和5年度野田村国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について」申し上げます。268、269ページの「歳入総括表」をご覧ください。予算現額の計の下段になりますが、歳入予算総額が2,729万7,000円に対し、収入済額の計は2,720万3,430円であります。なお、収納率に対する調定額対比は100.00%となっております。次に、歳出ですが、270、271ページの「歳出総括表」をご覧ください。支出済額の合計が2,690万3,128円、不用額は39万3,872円であります。なお、予算の執行率は98.55%となっております。276ページの「実質収支に関する調書」をお開き願います。歳入総額2,720万3,000円から歳出総額2,690万3,000円を差し引いた形式収支額及び実質収支額は30万円となっております。決算認定については、以上でございます。

次に、議案第1号「令和6年度野田村一般会計補正予算（第4号）」について申し上げます。今回の補正は、村債管理基金積立金、東日本大震災復興交付金返還金及び漁港施設災害復旧事業等に要する経費のほか、災害対応等に伴う一般職給与費など早急に対応を要するものについて補正をしようとするものであります。第1条「歳入歳出予算の補正」は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3億8,827万5,000円を追加し、補正後の予算総額を69億7,786万8,000円にしようとするものであります。款及び項の補正額は、2ページから5ページまでの第1表「歳入歳出予算補正」のとおりであります。

次に、議案第2号「令和6年度野田村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について申し上げます。今回の補正は、高額療養費等に要する経費のほか、早急に対応を要するものについて補正をしようとするものであります。第1条「歳入歳出予算の補正」は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ190万5,000円を追加し、補正後の予算総額を4億8,794万5,000円にしようとするものであります。款及び項の補正額は、2ページから5ページまでの第1表「歳入歳出予算補正」のとおりであります。

次に、議案第3号「令和6年度野田村簡易水道事業会計補正予算（第1号）」について申し上げます。第2条「収益的収入及び支出の補正」であります。簡易水道事業収益を1,077万9,000円増額しようとするものであります。第3条「特例的収入及び支出の補正」であります。未収金の金額を852万4,000円、未払金の金額を51万9,000円に改めようとするものであります。第4条「他会計からの補助金の補正」であります。一般会計からの補助金の金額を4,942万1,000円に改めようとするものであります。

次に、議案第4号「令和6年度野田村下水道事業会計補正予算（第1号）」について申し上げます。第2条「収益的収入及び支出の補正」であります。公共下水道事業収益を240万円、農業集落排水事業収益を50万円それぞれ増額しようとするものであります。第3条「特例的収入及び支出の補正」であります。

未収金の金額を652万4,000円、未払金の金額を209万2,000円にそれぞれ改めようとするものであります。第4条「他会計からの補助金の補正」であります、一般会計からの補助金の金額を6,776万7,000円に改めようとするものであります。

次に、議案第5号「交流物産等複合施設条例について」申し上げます。5ページの理由になりますが、（仮称）交流物産等複合施設の建設に伴い、所要の整備をしようとするものであります。

次に、議案第6号「子ども、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭及び寡婦等医療費給付条例の一部を改正する条例」について申し上げます。下段の理由になりますが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第7号「野田村国民健康保険条例の一部を改正する条例」について申し上げます。下段の理由になりますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第8号「岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議に関し議決を求めることについて」申し上げます。下段の理由になりますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係市町村の処理する事務を変更するほか、負担金の算定に係る基準日を変更しようとするものであります。

以上で提案理由の説明といたします。よろしくご審議のうえご承認ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議 長 以上で、報告第1号から議案第9号までの提案理由の説明が終わりました。

議 長 次に、令和5年度野田村一般会計、各特別会計歳入歳出決算審査、野田村基金運用状況調査及び令和5年度決算に基づく財政健全化審査並びに令和5年度野田村公営企業会計歳入歳出決算に基づく経営健全化審査について、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員。

代表監査委員 令和5年度における野田村一般会計及び各特別会計の決算について審査した結果をご報告申し上げます。村長から付託されました、令和5年度各会計

の決算の審査等は、去る7月29日から8月30日までの間、会計管理者所管の関係証拠書類及び各課等の関係書類に基づき審査を行うとともに、必要に応じて各課職員の説明を聴取し、また、例月現金出納検査の結果等を参考とし実施したところであります。その結果、審査に付された各会計歳入歳出決算書等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は証拠書類と合致しているものと認められました。また、各会計の予算執行及び関連する事務処理については、概ね適正であると認められました。なお、各会計の決算計数等につきましては、審査意見書に記載のとおりでありますので、ご参照賜りますようお願い申し上げます、決算審査の報告といたします。

議 長 以上で、監査委員の報告を終わります。

議 長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました、報告第1号から議案第9号までの21件のうち、報告第1号から第3号、承認第1号、議案第1号から第4号及び議案第9号を本日審議し、そのほかの議案等の審議につきましては、9月12日の会議において行うことにしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号から第3号、承認第1号、議案第1号から第4号及び議案第9号を本日審議し、そのほかの議案等の審議につきましては、9月12日の会議において行うことに決定いたしました。

議 長 次に、議案の委員会付託について、お諮りいたします。

認定第1号から認定第8号までの、各会計歳入歳出決算については野田村議会委員会条例第5条の規定に基づき、当職を除く議員全員による「決算特別委員会」を設置し、これに付託して審査を行いたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第8号までの審査につきましては、決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

それでは、委員会条例第8条第1項の規定により決算特別委員会の委員長及

び副委員長の互選のため、本会議場に決算特別委員会を招集します。

互選につきましては、委員会条例第8条第2項の規定により、出席委員の年長委員である、丹野和子君にお願いします。

委員長及び副委員長が決定するまでの間、本会議を休憩いたします。

(休憩 10時40分)

(決算特別委員会 開始10時42分)

年長委員 年長委員の丹野でございます。委員長が選任されるまでの間、よろしくお願いいたします。

年長委員 決算特別委員会委員長の選任方法について、お諮りいたします。
選任の方法は、推薦の方法で行うことにしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

年長委員 ご異議なしと認めます。
選任の方法は、推薦の方法で行うことに決定いたしました。どなたか、適任者を推薦していただきたいと思います。
山田委員。

山田委員 委員長に 中川大和委員を推薦します。

年長委員 ほかにありませんか。

(なしの声)

年長委員 決算特別委員会委員長に、中川大和委員の推薦がありました。
お諮りいたします。
ただいまの推薦のとおり、決算特別委員会委員長に中川大和委員を選任することにご異議ありませんか。

(なしの声)

年長委員 ご異議なしと認めます。
よって、中川大和委員が、決算特別委員会委員長に選任されました。
以上で、年長委員としての職務を終わります。

委員長　ただいま、決算特別委員会委員長に選任されました、中川でございます。
よろしく願いいたします。
決算特別委員会副委員長の選任について、お諮りいたします。
副委員長の選任について指名推薦の方法で行い、指名の方法は、当職が指名することにしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。
(なしの声)

委員長　ご異議なしと認めます。
よって、選任の方法は指名推薦の方法で行い、指名の方法は、当職が指名することに決定いたしました。
決算特別委員会の副委員長に、小野寺豊委員を指名いたします。

委員長　お諮りいたします。
ただいま指名いたしました、小野寺豊委員を選任することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

委員長　ご異議なしと認めます。
よって、小野寺豊委員が決算特別委員会副委員長に選任されました。
以上で、副委員長の互選が終わりました。

委員長　なお、次の委員会は、９月９日、午前10時から令和５年度決算の審査を行います。
本日は、これにて散会いたします。

(決算特別委員会 終了10時46分)

(再開 10時47分)

議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。
ただいまの出席議員は９名であります。定足数に達しております。
日程を続行いたします。

議長　この際、諸般の報告をいたします。
決算特別委員会委員長から、正副委員長が選任された旨報告がありました。

委員長に、中川大和君、副委員長に、小野寺豊君、以上であります。

議 長 次に、日程第4、報告第1号「株式会社のだむらの経営状況に関する書類の提出について」を議題といたします。

直ちに、質疑を許します。質疑ありませんか。

丹野和子君。

丹野議員 株式会社のだむらの損益計算書等について質問します。株式会社のだむらにおける在庫が多いのはワインじゃないかと思いますが、そうでしょうか。売り上げ上位はどのような品物が占めているのでしょうか。雑収入229万円は何が主なものでしょうか。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 丹野議員のご質問にお答えします。こちらの資料につきましては、株式会社のだむらの経営状況、そして作成者もこちらの会社となっておりますので、詳しい内容を会社のほうへ確認したいと思います。また内容も公表できる内容かどうかも含めて確認いたしますので、お時間をいただきます。

議 長 それでは、ただいまの丹野議員の質問につきましては確認後答弁させます。それ以外の質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
以上で、報告第1号を終わります。

議 長 次に、日程第5、報告第2号「株式会社涼海の丘の経営状況に関する書類の提出について」を議題といたします。

直ちに、質疑を許します。質疑ありませんか。

丹野和子君。

丹野議員 株式会社涼海の丘は、山ぶどうの販売代金は前期よりも大幅に増えております。それに比較して農園管理費等が増えて営業利益に直接売り上げが増えたことが結びついていないと思いますが、これはなぜでしょうか。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 丹野議員のご質問にお答えします。こちらの資料、状況につきましても株式会社涼海の丘の経営状況となっておりますので、内容を確認いたしましてご報告したいと思います。こちらも併せてお時間をいただきたいと思います。

議 長 そのほか質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 ただいまの質問に関しましても確認後答弁させますので、ご了解願いたいと思います。

そのほか質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

以上で、報告第2号を終わります。

議 長 次に、日程第6、報告第3号「令和5年度決算に基づく野田村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題といたします。

直ちに、質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

以上で、報告第3号を終わります。

議 長 次に、日程第7、承認第1号「令和6年度野田村一般会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについて」を審議いたします。

専決内容の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 ただいま議題となりました、承認第1号「令和6年度野田村一般会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについて」、その予算内容についてご説明申し上げます。今回の専決処分は、先月の台風5号により被災した下安家地区の漁港施設の災害復旧にあたり、早急に調査、測量設計業務を行うため、必要な経費について専決処分をしたことから、承認を求めるものでございます。最初に、議案書の14ページ15ページの歳出をご覧くださいと思います。11款「災害復旧費」1,000万円の増額は、漁港施設災害復旧事業に係る経費を措置しております。この経費に充当するため、戻りまして12ページ13ペー

ジの歳入を見ていただきたいと思います。18款「繰入金」の財政調整基金繰入金1,000万円を増額し措置したものでございます。以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
 中川大和君。

中川大和議員 台風5号の被害での設計ということですが、どういう場所がどのように被災をしたのか詳しい内容をお知らせ願います。

議 長 地域整備課長。

地域整備課長 ただいまの中川大和議員のご質問にお答えいたします。被災箇所でございますけども、下安家地区の河口付近に導流堤、両岸に施設がございます。こちらの両岸の施設の方が、大雨の水量によりまして、沈下あるいは流出したものでございます。以上でございます。

議 長 中川大和君。

中川大和議員 沈下、流出ということでそのような設計だと思いますが、漁港の中に立木等の流入が結構あったと思いますが、そのへんの設計はどうなっていますか。

議 長 地域整備課長。

地域整備課長 ただいまのご質問にお答えいたします。漁港内に流入しました立木等でございますが、ある程度日数が若干経った時点で港外に流出したものもございます。中に残った部分につきましては、漁業者さん、業者さんのご厚意等いただきまして、陸揚げまでは実施していただいております。これについては経費は発生しておりません。あと今回の通常の補正予算で陸揚げしたゴミ等の処分費は計上させていただいております。以上でございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。
 中川昇君。

中川昇議員 15ページ、委託料の漁港施設災害復旧事業ですが、今の説明を聞いて設計だということが分かりましたが、説明の記載の方法はやはり分かりやすいように調査設計だと分かるように記載をしていただきたいと思います。今後のお考え

をお伺いします。

議 長 総務課長。

総務課長 ただいまの中川議員のご質問にお答えします。こちらについては分かりやすいように担当課等と事業名がこれでよろしいかということを確認等しながら調整していくことを検討してまいります。以上です。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

議 長 それでは採決いたします。

承認第1号は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、承認することに決定いたしました。

議 長 次に、日程第24、議案第9号「教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて」を議題といたします。

これより、本案に対し質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

次に、討論であります。討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。

採決いたします。議案第9号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案に同意することに決定いたしました。

議 長 次に、日程第16、議案第1号「令和6年度野田村一般会計補正予算（第4号）」
を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
総務課長。

総務課長 ただいま議題となりました、議案第1号「令和6年度野田村一般会計補正予算（第4号）」につきましてその予算内容についてご説明いたします。説明は事項別明細書に従い、主な事業につきまして、款項ごとに順を追ってご説明いたします。

はじめに歳入であります。12ページ13ページをご覧くださいと思います。10款「地方交付税」1,177万7000円の減額であります。防災集団移転促進事業に係る震災復興特別交付税の過大交付分を計上しております。15款「県支出金」659万円の増額であります。参議院岩手県選挙区選出議員補欠選挙執行委託金を計上しております。18款「繰入金」2億6,559万円の増額であります。東日本大震災復興交付金返還金等に充てるため、財政調整基金繰入金を計上しております。19款「繰越金」1億2,682万4,000円の増額であります。前年度からの繰越額を計上しております。

次に歳出についてご説明いたします。14ページ、15ページをご覧くださいと思います。2款「総務費」2億2,977万6,000円の増額であります。1項、総務管理費の一般職給与費105万6,000円の増額は、先月の台風5号に伴う職員の時間外勤務手当、法改正に伴う児童手当の増額分を計上しております。なお、これ以降の一般職給与費等につきましても、各款にわたり、台風5号に伴う時間外勤務手当、法改正に伴う児童手当の増額分を計上しておりますので、以降の説明を省略させていただきます。次に、中段になります。防災行政無線直流電源装置修繕経費598万円の増額、PCB廃棄物処理等経費、575万4,000円の増額、東日本大震災復興交付金返還金8,245万9,000円の増額。村債管理基金積立金1億504万2,000円の増額、自治体情報配信サービス導入事業1,777万円の増額。地域おこし協力隊活動経費、合計で216万3,000円の増額。次に16ページ、17ページをお開き願います。4項、選挙費の参議院岩手県選挙区選出議員補欠選挙執行経費659万円の増額等を計上しております。3款「民生費」2,360万2,000円の増額であります。1項、社会福祉費の定額減税補足給付金（調整給付）給付

事業2,301万1,000円の増額等を計上しております。次に18ページ、19ページをお開き願います。4款「衛生費」2,367万円の増額であります。1項、保健衛生費の簡易水道事業会計補助金1,077万9,000円の増額。過年度分ワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返還金1,066万8,000円の増額等を計上しております。6款「農林水産業費」549万5,000円の増額であります。3項、水産業費の漁港施設維持業務経費300万円の増額等を計上しております。次に20ページ、21ページをお開き願います。8款「土木費」3,834万8,000円の増額であります。2項、道路橋りょう費の道路除排雪経費3,552万8,000円の増額。4項、都市計画費の下水道事業会計への負担金及び補助金240万円の増額等を計上しております。次に、10款「教育費」636万2,000円の増額であります。22ページ、23ページをお開き願います。3項、中学校費のP C B含有照明器具修繕経費301万4,000円の増額。防砂ネット設置経費100万円の増額等を計上しております。最後に一番下になります。11款「災害復旧費」6,000万円の増額であります。漁港施設災害復旧事業に係る経費を計上しております。以上で説明を終わります。

議長　これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
山田陽子君。

山田議員　2点について質問させていただきます。14、15ページの企画費「自治体情報配信サービス導入事業」ということで1,777万円計上されておりますが、この間全員協議会の中で説明はございましたが、これまで現在使われている「のんちゃんネット」が来年1月末をもってサービスが終了することによって、この新しい事業を導入していくというようなお話でした。その中でこの「のんちゃんネット」は撤去されていくわけで、それは概ね徐々に進めていくことだとは思いますが、それに代わってスマホ、タブレット等のラインアプリを活用するというようなのですが、説明の中にもありましたがスマホ、タブレットを持っていない方々、特に高齢者の問題等はどのように今後解決していく考えでいるのか。それと1月までと言いますと、およそ4か月あまりのところなんです。村民にどのように周知しながらこれを利用してもらうような形をとっていくのか、そのあたりの所について伺いたいと思います。もう1点、22、23ページ中段の「防砂ネット設置経費」で100万円計上されています。おそらくこれは中学校のグラウンドのことだと思うのですが、説明の中でもありましたが、高さが180センチメートル、おそらく地上から180センチメートルの網をとということなんです。初歩的なことを伺いますが、強風によって砂等が飛散するわけですが、本当に対応ができるのかどうか、本当に初歩的な話ですが網で大丈夫なのかどうかこの2点について伺います。

議 長 未来づくり推進課長。

未来づくり推進課長 ただいまの山田議員の質問にお答えしたいと思います。まず「自治体情報配信サービス導入事業」でございますが、高齢者の方々のタブレット操作等については、確かに厳しいかなと思われかもしれませんが、村といたしましては、丁寧に説明をしていきながら利便性とか操作方法を丁寧に周知して参りたいと考えてございますし、防災行政無線とか自治体情報サービス等を併せて利用していただきながら、情報発信に努めて参りたいと考えてございます。あと住民への周知でございますけれども、当然広報紙等で周知はいたしますけれども準備が整い次第、各地区で説明会を開催して丁寧に説明していきたいと考えてございます。以上です。

議 長 教育次長。

教育次長 山田議員からご質問のありました、中学校の防砂ネットの件に関してお答えいたします。こちらは中学校のグラウンドの砂の飛散防止対策として計上したものでございますが、方法としてはいくつか考えられますけれども、現状で取り急ぎ対応できる方法として、既存のフェンスが1.8メートルでございますけれども、そのフェンスに防砂ネットを取り付けてみることにいたしました。今後その効果を検証しながら、どのように管理していったらいいのか、検討して参りたいと思っております。以上です。

議 長 山田陽子君。

山田議員 のんちゃんネットに変わるものということで、これから説明会等を順次開催し周知していくということですが、概ねの方々は何とか対応できる、若い方々は特にもすぐ対応はできると思うんですが、問題は先ほどから話ししてる通りで、高齢者の部分でどうしても対応しきれない方々というのも出てくると思うんですね。そういったところで、この事業を進めながらも考えなければならぬことだと思うんです。今年は8月に台風、大雨等いろいろな災害も出てますけれども、そういった災害等もありますし、特にも高齢者の方々、最も必要な方々に、そこが行き届かないというところを非常に危惧します。その点について、やはり早急に対応していくことだと思うんですが、再度伺います。

それと中学校グラウンドの防砂ネットの件ですが、おそらくネットだ

けでは対応しきれないと思うんですけれども。今、小学校も建設中ではありますが、今度は2か所のグラウンドからっていうことになるのと、強風等によって今まで飛散していた砂等が飛び散っているところ以外にも広大になってくると思うんです。確かに実験といいますかとりあえずやるというのは、考え方としては大変ありがたいんですけれども、明日にも新しいグラウンドができる。そして今現在はそういう状況だというところで、もっと検討していかなければならなかったと思うんですけど、その点再度伺います。

議 長 未来づくり推進課長。

未来づくり推進課長 山田議員のご質問にお答えします。まず高齢者の方々の対応でございますけれども、こちらの方1件1件個別に対応していきたいと考えてございますし、また同じことになりますけれども、防災無線なりですね、I A Tの自治体情報発信サービス等を加えてですね、情報発信には努めて参りたいなと考えておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

議 長 教育次長。

教育次長 山田議員からの土の飛散の件に関してお答えいたします。小学校計画時、付近のいろいろ住民の皆さんと事あるたびに、やはり「土が飛んでくるんじゃないかな」という心配の声がありました。それらの意見を考慮しまして、今、整備中の小学校には飛散しにくい土を、配合した特殊な土を入れることにしているところであります。それですべて対応できるかというの、またわかりませんので、その状況も考慮しながら、対策を考えてまいりたいと思います。もし小学校の状況が良ければ、中学校の方にも検討してもらいたいなと思っております。以上です。

議 長 山田陽子君。

山田議員 のんちゃんネットに替わるこの事業ですけれども、1件1件、一人一人に対応してということですが、どうしてもわからない人達って必ずいると思います。そうするとその方々はこれらを使えないことになると思うんですが、検討しながら予測はされてきていると思うんです。例えば、高齢者の方々の中には、新しいものっていうのは、非常に覚えにくいし分からない、理解しづらい人達っているんです。もちろん病気の方々もいます。そういった方々等もある中で、少しここは検討していかなければならないと思うんです。その点とあと一つ現

在朝日系列ですか、テレビで自治体の情報ということで、今年の春からでしたでしょうか、やっておりますがそれも今後続けていくのか。やはり、テレビだといくらか大きい画面ですし、わかりやすいっていう部分もありますので、そのことも周知していかなければならない一つになると思うんですけども、そのことも確認させていただきます。

議 長 未来づくり推進課長。

未来づくり推進課長 山田議員のご質問にお答えします。高齢者の方々が使えないというようなことはあるかとは思いますが、村といたしましてまずは、丁寧に説明して対応していきたいなと思ってございますし、I A Tの自治体情報配信サービスにつきましては今後も実施していく予定でございますので、そちらのP Rも併せて行いたいと考えてございます。以上です。

議 長 ほかに質疑ありませんか。
小野寺豊君。

小野寺豊議員 23ページ「防砂ネット設置経費」ということで説明がありましたが、心配しているのが何点かありまして、高さ1.8メートルで幅が200メートルという説明を受けましたが、中学校全体で200メートル以上あるような気もするのですが、その場所を教えてください。それから、1.8メートルの支柱があつてメッシュのフェンスが廻っていると。基礎は約300ミリ×300ミリ、掘ってみたわけではないですが一般的に深さ50センチメートル位だと思うんですよ。1個の目方がおよそ100キログラムで立っているわけです。例えば、地震力にしても、積載荷重にしても、ほとんど問題ないと思うんですが、風圧力に対してはですね、今ほとんど風が10来ても1ぐらいしか抵抗がないと思うんです。ところが、防風ネットの種類があると思うんですが、どういう防風ネットを張るかもわかりませんが、説明を受けていませんので。例えば一般的な工事現場で使っている仮囲いの防風ネットはほぼ風を通さないんですよ。100パーセントと言っていいぐらい。そうしますと防風ネットを張ったことによって、倒れはしないと思うんですが、弱いところが倒れかかってくるかもしれない。そういう心配を私はしてるんですが、そういうのはもちろん検討されたと思うんですが、その辺の経緯を教えてください。

議 長 教育次長。

教育次長　　小野寺豊議員の防砂ネットの質問に関してお答えします。当然見積を取る時点で、業者と相談しまして、設計しておりますが、どれぐらいの網の目にするかというのはまだ今後検討させていただきますけれども、できるだけ砂を通さないような目で行きたいと思っております。まず1.8メートルでどれ位の数まで大丈夫かっていうところまではまだ検証しておりませんが、見積もりを取る際、大丈夫だろうという話で伺っておりましたので、これから施行するにあたって、その辺も十分検討しながらやってまいりたいと考えております。以上です。

議　　長　　小野寺豊君。

小野寺豊議員　　風を通そうと思って抵抗がないようにすれば目が大きくなると思うんです。そうすると砂をおさえられないと。だから意味があるのかなと私は疑問に思っているんです。やってみることは当然良いことです。ただ、やったことによって支柱に負担をかけて、やっぱり曲がってしまった、倒れかけてしまった、補修しましょうとならないように、目はできるだけ細かい物を使う前提で、あれは2メートルピッチで立っているはずですよ。例えば6メートルごとに控え柱を設けていくとかですね。全部じゃなくても。そういう対策を取っていかないと、事が起きてからまた「補修したいですので予算を下さい」とならないようにぜひお願いしたいと思いますが、ご見解をお願いします。

議　　長　　教育次長。

教育次長　　ただいまのご質問にお答えします。ご指摘の通りその辺施行の際は十分検証しながら進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

議　　長　　ほかに質疑ありませんか。
中川昇君。

中川昇議員　　13ページ、保健衛生費補助金、5万円の歳入ですが、この1か月児健康診査というのは1か月健診であるのか内容をお聞きします。それから5万円の歳入ですが歳出の方はどこに向いていくのか。それから、19ページの「園芸作物等生産拡大支援事業費補助金」50万円ですが、これは既存の農家への補助であるのか、それとも別な農家がこの事業に乗り出すための補助金であるのかを伺います。それからもう1つ下の方に「狩猟免許等取得費補助金」70万円とありますが、これはさまざまな罟等の免許があるわけですが、こういった種類の免

許への補助で、そして個人へ補助するのか或いは実施隊のような方々に助成するのか、その辺をお伺いします。

議 長 保健福祉課長。

保健福祉課長 中川昇議員のご質問でございます、歳入の1か月児健康診査の補助金でございます。この診査につきましては従来より実施しておりまして、今度、国の方で、この分の経費を補助金で見るということで、歳入だけを見てということで、歳出は従来通り実施しているということでございます。歳入のみの補正というものでございます。以上です。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 中川昇議員のご質問にお答えします。園芸作物等の補助金についてでございます。こちらの対象でございますが、新規就農者の方で新たに導入したいという機器がございましたので、こちらへの補助となっております。もう1件でございます。狩猟免許等の補助金でございます。こちらにつきましては、狩猟者の高齢化などから新規のハンターの確保が課題となっているものでございます。こちらの方に対しまして免許の取得にかかる補助、もしくは銃弾、もしくは猟銃等の補助をここで対象としてみていきたいと思っております。こちらは実施隊ではなく、各ハンター個人の方へ補助していくという内容でございます。以上でございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。
中川大和君。

中川大和議員 15ページ、先ほど山田議員からも質問がありました「自治体情報配信サービス導入事業」こちらは新たにLINEを使つての情報発信ということだとお聞きいたしました、のんちゃんネットの廃止は情報発信もそもそもなんですが、電話として結構利用している方がいると伺っています。家庭に電話がなかったりあるいは高齢者の方で携帯電話を持っていなかったり、そういう今使われなくなったものではなく、頻繁に使っているものを無くすることにはそれなりの理由が必要だと思うのですが、万が一、今あるのんちゃんネットを維持した場合例えばどれくらいの経費がかかるのか。それを維持していく方法も考えるべきだということに思うのですが、そのへんのところをどのようにお考えなのかお伺いをいたします。あとは、21ページ、観光費の「観光施設等維持

管理経費」16万5,000円こちらの中身について併せてお伺いいたします。

議 長 未来づくり推進課長。

未来づくり推進課長 中川大和議員のご質問にお答えします。のんちゃんネットの新たな更新でございますが、今現在ある新しい機械の導入も検討した結果、やはり導入コストもそうですしランニングコストも非常に費用がかかるということで新たにこのLINEのほう使って情報発信していきたいなというように変更してございます。あと電話についてでございますけれども、新しいLINEのシステムでも通話はできますのでこちらで対応できるかなと考えてございます。あとは観光施設の管理経費16万5,000円の件でございますが、こちらえぼし荘の下の「のんちゃん像」の照明が壊れましてこちらの方をLEDに交換する修繕費用でございます。以上です。

議 長 中川大和君。

中川大和議員 LINEで無料の通話機能があるのはもちろん存じておりますけども、それだからといってなかなか個人の携帯番号がわからないわけですし、なかなか使い勝手は今までのようにはいかないというように思います。その辺の理解っていうのもなかなか難しいのかな、進まないのかなというように思いますけども、まして、携帯電話であればいいんですが、タブレットだと余計も電話という点に関しては向かないという面もありますので、その辺のところをどのように考えているのか、お伺いいたします。

議 長 未来づくり推進課長。

未来づくり推進課長 中川大和議員のご質問にお答えします。既存ののんちゃんネットでございますが導入し年数が経ってございまして、今の機器は全くございません。無い状況なので、今修理の依頼が結構来るんですがなかなかだんだんに対応できなくなる状況になってるのは現実でございます。LINE通話につきましては丁寧にご説明をしてご理解をいただきたいと考えてございます。以上です。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第17、議案第2号「令和6年度野田村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
住民生活課長。

住民生活課長 ただいま議題となりました、議案第2号「令和6年度野田村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして予算内容のご説明を申し上げます。歳入からご説明いたします。予算書の12、13ページをご覧ください。8款「繰越金」190万5,000円の増額は、前年度繰越金の確定額を計上しております。次に、歳出でございますが、14、15ページをご覧ください。1款「総務費」36万2,000円の増額は、経費及び資格確認書作成業務委託料等、支出見込みに合わせて計上しております。2款「保険給付費」125万3,000円の増額は、高額療養費を支出見込み額に合わせて計上しております。8款「諸支出金」29万円の増額は、過年度分特定健康診査等負担金返還金を支出見込み額に合わせて計上しております。以上で補正予算の内容についての説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

それでは採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議長 次に、日程第18、議案第3号「令和6年度野田村簡易水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

議案内容の説明を求めます。

地域整備課長。

地域整備課長 ただいま議題となりました、議案第3号「令和6年度野田村簡易水道事業会計補正予算(第1号)」につきまして、その内容をご説明いたします。第2条、収益的収入及び支出の補正についてご説明いたします。最後のページになりますが、10ページをご覧ください。収益的収入の1款2項、営業外収益1,077万9,000円の増額は、2目、他会計補助金の増額を計上しております。次に支出についてでございます。1款1項、営業費用1,077万9,000円の増額は、2目、配水及び給水費に修繕費の増額分を計上しております。次に第3条、特例的収入及び支出の補正でございますが、当初では、見込み額で計上しておりました未収金及び未払金の金額につきまして、額の確定に伴い改めるものでございます。以上で説明を終わります。

議長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

それでは採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第19、議案第4号「令和6年度野田村下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案内容の説明を求めます。

地域整備課長。

地域整備課長 ただいま議題となりました、議案第4号「令和6年度野田村下水道事業会計補正予算（第1号）」につきまして、その内容をご説明いたします。第2条、収益的収入及び支出の補正についてご説明いたします。最後のページになりますが14ページをご覧ください。収益的収入の1款、公共下水道事業収益の1項、営業収益80万円の増額は、2目、他会計負担金の増額を計上しております。2項、営業外収益160万円の増額は、2目、他会計補助金の増額を計上しております。2款、農業集落排水事業収益の2項、営業外収益50万円の増額は、2目、他会計補助金の増額を計上しております。次に支出についてでございますが、1款、公共下水道事業費用の1項、営業費用240万円の増額は、2目、ポンプ場費に修繕費80万円と、3目、処理場費に同じく修繕費160万円を計上しております。2款、農業集落排水事業費用の1項、営業費用50万円の増額は、3目、処理場費に修繕費を計上しております。次に第3条、特例的収入及び支出の補正でございますが、こちらと同じく当初で見込み額で計上しておりました、未収金及び未払金の金額につきまして、額の確定に伴い改めるものでございます。以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。

（なしの声）

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。討論ありませんか。

（なしの声）

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

それでは採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（なしの声）

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 それでは、先ほどの答弁漏れについて産業振興課長。

産業振興課長 丹野議員のご質問に対しまして答弁漏れがございましたので、お答えいたします。株式会社のだむらの経営状況の書類の中で売り上げの上位を確認しました。そして公表の許可も得ましたので報告させていただきます。1番の売り上げが「のだ塩ソフトクリーム」でございます。2番目が「のだ塩」でございます。3番目が山ぶどうの関連商品、ジュースとかピューレとかございますが、そちらの商品が3番目ということでございました。そして在庫ということでしたが棚卸という項目だと思いましたが、こちらを確認いたしました。観光物産館、こちらの方につきましては、1,900万円程度。えぼし荘につきましては50万円程度。そしてワイナリーの在庫につきましては3,600万円程度等となっているということでございました。そして雑収入の内容につきましては、2階に入っている「レストランぱあぷる」こちらの光熱水費、こちら雑収入の項目にあたるということでございました。また、涼海の丘の状況でございましたが、本日、確認できませんでしたので、後日改めて確認できましたらご説明させていただきますと思います。以上でございます。

議 長 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。
なお、次の会議は、9月6日、午前10時から、一般質問を行います。
本日は、これにて散会いたします。

(散会 11時39分)

令和6年9月 第5回野田村議会定例会会議録（第2号）

招集年月日	令和6年9月4日（水）		
招集の場所	野田村議会議場		
開 会	令和6年9月6日（金） 10時01分 宣告者 野田村議会議長 米 田 忠 一		
散 会	令和6年9月6日（金） 11時48分 宣告者 野田村議会議長 米 田 忠 一		
応招（不応招）議員 及び出席、欠席委員 出席 9名 欠席 1名	議席番号	氏 名	出欠の別
	1	山 田 陽 子	○
	2	小野寺 光 男	○
	3	中 川 大 和	○
	4	丹 野 和 子	○
	5	中 川 昇	○
	6	小野寺 豊	○
	7	前 川 安 男	○
	8	小野寺 清 貴	○
	9	米 田 徳一郎	×
	10	米 田 忠 一	○
会議録署名議員の 氏 名	2	小野寺 光 男	
	3	中 川 大 和	
	4	丹 野 和 子	

地方自治法第121条 の規定により、説明 のため出席した者の 職氏名	村 長 小 田 祐 士
	副 村 長 中 村 剛
	教 育 長 菊 地 理
	総 務 課 長 大 沢 勝 利
	住 民 生 活 課 長 松 頭 容 子
	保 健 福 祉 課 長 神 田 康 弘
	産 業 振 興 課 長 貳 又 正 貴
	会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長 中 野 俊 男
	地 域 整 備 課 長 前 川 満
	未 来 づ くり 推 進 課 長 小 野 寺 輝 彦
	教 育 次 長 明 内 和 重
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	書 記 小 谷 地 鉄 也
	書 記 中 居 正 美
	書 記 小 野 寺 忍
議 事 日 程	別紙のとおり
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり
会 議 の 経 過	別紙のとおり

第5回野田村議会定例会会議録（令和6年9月）第2号

令和6年9月6日

（開会10時01分）

議長 これより本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しております。
なお、米田徳一郎君より、一身上の都合により欠席するとの通告があります。

議長 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議長 日程に入る前に産業振興課長より発言を求められておりますので、これを許可します。
産業振興課長。

産業振興課長 先日丹野議員からご質問ございました、株式会社涼海の丘の経営状況、そして会社の方針について確認ができましたので、お答えいたします。令和5年度の山ぶどう販売額が増額をしておりますが、農園管理費が増加しております、純利益が減少したものであるということでございます。また会社の方針としまして、生産者の安定収入を重視しており、利潤を追求するものではない点を理解していただければということでございました。以上でございます。

議長 これより日程に入ります。
日程第1、「一般質問」を行います。
一般質問は、通告書の提出順に行います。

議長 まず、6番、小野寺豊君の一般質問を許します。
小野寺豊君。

（一括質問・一括答弁）

小野寺豊議員 6番議員の小野寺豊が2項目にわたり質問させていただきます。

1項目め、「交流物産等複合施設建設について」。第3回3月の定例会において、道の駅登録申請についての質問に対し、「今後の国土交通省との協議次第であり、今年度中に必要な素案をもって事前協議の開始を見込んでおり、事前協議が整った場合は、登録に向けた申請を行いたいと考えております」と、答弁されたと記憶しております。登録申請に向けた手続きの進捗状況をお示し

いただきたい。

2 項目め、「校庭（グラウンド）の土の飛散防止対策について」。この件については、度々中学校グラウンドについては、同僚議員も取り上げているところですが、具体的な飛散防止又は、飛散軽減対策が施されていないのが実態であります。今、近隣で小学校建設工事中でこの現場ではどのような形で飛散防止、あるいは飛散軽減対策を講じるか大変良い結果が出る対策に期待しているところです。小学校、中学校それぞれについてどのような対策を検討しているかお示しをいただきたい。以上登壇しての質問を終わります。

議 長 村長。

村 長 小野寺豊議員の 1 番目のご質問であります「交流物産等複合施設建設について」であります。本施設の「道の駅」登録につきましては、三陸国道事務所との事前協議の結果、新施設は現「道の駅」からの移転として位置づけ、計画書素案を作成している段階でございます。また、関連する道路の管理者である三陸国道事務所、岩手県、本村の三者で「道の駅」看板の移設等についても、事前協議を開始しております。以上でございます。

議 長 教育長。

教 育 長 小野寺豊議員の 2 番目のご質問であります「校庭の土の飛散防止対策について」お答えいたします。これまでも、野田中学校のグラウンドについては、議員各位からご指摘をいただいているところでありますが、当面の対策として、南側の村道沿いから給食センターにかけて、既存のフェンス約 200 メートルに防砂ネットを取り付けることで、今回の補正予算に費用を計上させていただいたところでございます。また、現在整備中の野田小学校の校庭には、飛散しにくい土を入れることとしておりますので、その効果をみながら、中学校のグラウンドにも使用することが効果的であれば、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長 ただいまの答弁に対し、再質問を許します。
小野寺豊君。

小野寺豊議員 それでは 1 項目めですが、第 3 回定例会は 3 月の年度替わりの時でした。「年度をまたぐかもしれないけれども、素案がまとまって申請できるかも」と

の答弁をされていたかと思いますが、それは昨年度中にはできなかったが新年度になって継続中ということだと思いますが、この素案はいつ頃まとまったのでしょうか。前にも触れましたが、この「道の駅」申請受付は確か9月までに受け付けたものを翌年の8月中に登録になる所は登録の発表をすると思うんです。今、8月9月の境目ですので、要綱を見ても具体的に分からない所もあるのですが今9月になっています。申請を翌年に回される可能性はないのかなと懸念していますが、かみ砕いて説明していただければ私の気が晴れるのですが、その辺はいかがでしょうか。

議 長 村長。

村 長 小野寺豊議員の再質問にお答えいたします。先ほど申し上げましたように道路管理者三者で、看板の移設場所等についても、協議を始めております。そういう中で今回の「道の駅」は移設という形ですので、今年度内に申請をして早々に移設ということで認定されるものと認識をしております。以上でございます。

議 長 小野寺豊君。

小野寺豊議員 要するに今年度中3月31日までに申請すれば間に合うという理解でよろしいでしょうか。

議 長 村長。

村 長 小野寺豊議員の再質問にお答えいたします。私の方ではそのように認識をしております。今、看板の表示についても場所、表示の内容を細かく詰めている段階でございますので、そのような形で進められればと思っております。

先ほどお話したように、「移設」でございますので、議員のおっしゃっているのは「新規の登録の場合」の部分でありまして、移設はそうではないということですので、そのようにご理解いただければと思います。

議 長 小野寺豊君。

小野寺豊議員 次は2項目め、校庭の件ですが、防砂ネットということで予算の計上が出てきたところですが、それはそれとして、「現在整備中の野田小学校の校庭には、飛散しにくい土を入れることとしております」とありますが、設計して

入札して工事に入っているわけですので、どこからどのような土を持って来て、どのような施工方法かは具体的に決まっていると思います。その辺の説明があれば大変助かります。今の話は表層論ですので、中も暗渠排水をして砂利を入れて水はけを良くする工法であるとか、もっと具体的に誰が見ても「あ、すごいな」と分かるような説明を常に私は求めているのですが、どのような工法でどのようなになるのか、お示してください。

議 長 教育長。

教 育 長 小野寺豊議員の再質問にお答えいたします。まず小学校の校庭についてでございますが、先日ご覧いただいた通り、校庭の整備を今進めている所であります。暗渠等についても計算された形でかなり水はけのいい形で作られているというように聞いております。飛散しにくい土については、A級グリーン舗装という真砂土にちょっと粘土質のものを混ぜた飛散しにくい土を5センチメートル程度重ねて整備していくというような工事になるというように聞いております。以上です。

議 長 小野寺豊君。

小野寺豊議員 上に5センチメートルぐらい、加工した土を被せるというような説明ですが、例えば碎石を入れて暗渠排水がその中に入って、その上は現場にある簡単に言えば赤土をかけて、その上にその5センチメートルほど加工した土を入れるという説明を受けましたが、その表層土にかける土というのは、どこかの工場で混合して運び入れる物なののでしょうか。あと、前に草が生えにくいことも考慮して聞いたような気もしましたが、まあその辺も伺って。その結果が良ければ、中学校のグラウンドもそういった形で整備したいということでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 土の方ですが、砂を暗渠の上等にかけて、その上にA級グリーン舗装という配合された物をかけていくという形になります。それで飛散しにくい砂ということですので、今後の状況を検証した上で、中学校の校庭にも必要であればこの工法を使っていくというように考えているところであります。ただ1平方メートルあたり4,500円という値段になっております。ちなみに中学校校庭の面積は1万3,000平方メートル強でありますので、かなり大きな額になると考えて

おります。以上です。

議 長 以上で6番、小野寺豊君の一般質問を終わります。

議 長 次に、4番、丹野和子君の一般質問を許します。
丹野和子君。

丹野議員 4番、日本共産党の丹野和子が村政について質問します。

1. 「介護保険事業の地域支援事業について」。介護保険事業の中から、村が事業を実施している地域支援事業について質問します。

(1) 要介護認定を受けていない高齢者のみ世帯への支援について。久慈広域管内の令和5年2月のアンケート調査の結果によると、「一人暮らし世帯」の12.6%、「夫婦二人暮らし」の8.7%、合わせて約2割の世帯は「何らかの介護、介助が必要だが、現在は受けていない」と回答しています。このことから、「要介護認定を受けていない高齢者のみの世帯への支援」が最初の課題として挙げられています。野田村が実施した介護予防把握事業は、令和4年度末の65歳以上の高齢者1,544人、うち要介護者を除いた人数1,169人、把握者数500人となっています。野田村にも要介護者を除いた方々の中に地域や行政からの支援が必要な世帯があると思います。介護予防把握事業の把握者はどのように選定していますか。また把握の段階で、支援に結び付くことはありますか。必要な高齢者世帯に支援が行き渡るような事業実施が必要ではないでしょうか。

(2) 地域支援事業対象者に対する介護予防・生活支援サービスについて。広域管内の一般高齢者のうち、認知機能低下54.9%、うつ傾向が42.3%と前回の調査から2倍近くになっており、特に野田村は、うつリスク該当者の管内での割合が高くなっています。生活機能低下がみられる地域支援事業対象者とあわせて、新たな要介護認定者にならないよう、各分野が連携した介護予防施策や生活支援サービスが必要とされています。野田村では、この状況をどのようにとらえ、どのような支援を行っていますか。

(3) 地域包括支援センターについて。野田村地域包括支援センターは昨年度よりも職員が増加して、今年度は6名になっています。人員の増加に伴い、どのような新しい事業がありましたか。

(4) 介護保険料の納付困難者について。広域連合で配布した冊子の中に、「介護保険料を納めないでいる」との項目があります。その中に「やむを得ない理由で介護保険料を納められない時は、減免や納付猶予を受けられることがあります。お早めに市町村窓口にご相談ください。」とありました。保険料の

納付についての相談はありますか。納付困難者に対しては、どのような形で相談にのっており、広域連合とはどう連携していますか。

2. 「野田はまなす会への援助について」。野田はまなす会の総会、交流会が開かれ参加しました。総会、交流会の司会・進行ともに、はまなす会の方が行い、皆さんは東京近郊で活躍されているだろうと思いました。会の終了後、はまなす会の会長のお話を聞く機会があり、その中で村に援助してほしいとの要望がありました。内容としては、会の運営に経費がかかるとのことでした。また、会員が高齢になり、役員のなり手がいないなどの問題もあるとのことでした。今後のはまなす会の発展と維持のためにも援助を考えてはどうでしょうか。

議 長 村長。

村 長 丹野議員の1番目のご質問であります「介護保険事業の地域支援事業について」の1点目「要介護認定を受けていない高齢者のみ世帯への支援について」であります。高齢者の状況把握につきましては、村地域包括支援センターで行っております。令和5年度は85歳以上の方654人の調査を行い、今年度に関しては81歳から84歳までの一人暮らしの方や老々世帯などを優先して訪問し、状況により要介護認定の申請のほか、村内で利用できる生活支援の事業の紹介を行い、弁当配食サービスや高齢者等安否確認事業、福祉有償移送事業などの支援事業に繋がっているところであります。

2点目の「地域支援事業対象者に対する介護予防・生活支援サービスについて」であります。村ではすべての高齢者を対象に様々な介護予防に繋がる事業を実施しております。今年度は新たに健康運動指導士の資格を有した講師による「元気になるのだ！運動教室」を開催し、毎回30人以上の高齢者が認知症予防、生活機能及び筋力低下の予防に取り組んでいるところであります。また、村内には、通院支援や買い物代行、有償ボランティアなど各種生活支援サービスがありますので、こうした介護・福祉・生活情報の周知にも努めて参りたいと考えております。

3点目の「地域包括支援センターについて」であります。今年度1名を増員し、新規事業である「高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業」により、後期高齢者の低栄養や口腔機能に係る相談・指導などの取り組みを始めております。

4点目の「介護保険料の納付困難者について」であります。村での減免や納付猶予などの納付相談の実績はありませんが、税務課や保健福祉課でも随時相談を受け付けておりますので、お気軽に連絡いただきたいと思います。また、納付困難者のほか滞納者への対応につきましては、調査等を通じた現状

把握と情報の共有を図りながら、久慈広域連合との連携に努めて参りたいと考えております。

2番目のご質問であります「野田はまなす会への援助について」であります。会からの要望等を伺いながら支援を検討して参りたいと考えております。今後につきましては、引き続き新規会員の獲得に努めながら、会の活性化を図るとともに、会長をはじめとした会員の皆さまと協力し、存続・発展に向けて取り組んで参ります。以上でございます。

議 長 ただいまの答弁に対し再質問を許します。
 丹野和子君。

丹野議員 3点目の「地域包括支援センターについて」であります。 「今年度1名を増員し、新規事業である「高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業」により後期高齢者の低栄養や口腔機能に係る相談・指導などの取り組みを始めております。」 とのお話でしたが、日常生活のリスク判定表という広域連合で行った調査があります。野田村の項目の中に、管内でうつの傾向が一番高いのが野田村で、その次に口腔と低栄養が管内で高くなっておりました。口腔、低栄養、うつの3つが管内で野田村が一番高くなっていました。この事業はそういうことの改善になると思いますが、具体的にはどのような方法で実施する予定ですか。

議 長 村長。

村 長 丹野議員の再質問にお答えいたします。この新規事業でございますが、県の後期高齢者医療広域連合からの委託を受けて実施する事業でございます。取り組み内容ですが、今議員おっしゃったようなさまざまな資料等、データ分析、課題を抽出をしながら、医療機関等との協議を進めていくということになります。そういう中でハイリスクアプローチと言いますが、新たな事業として「健康状態がどうなのかな」という方々の実態把握、そして把握したものにどのように対応するかということ。また、今お話のあった低栄養、口腔機能に係る個別指導。歯科医師の方も入っておりますので、そういう所も進めるということで、この体制でいろいろなフレイル状況の把握も含めて、その状況等を把握しながら対応を図っていくこととなります。以上でございます。

議 長 丹野和子君。

丹野議員 では実態把握などの状況で具体的な行事内容までは決まっていないのでしょうか。

議 長 村長。

村 長 丹野議員の再質問にお答えいたします。この事業でない部分で様々な高齢者事業、いろんな相談事業であったり集まってもらっていろんな活動をするという事業もありますが、どこどこに集まって何をしてもらおうとか、こういう所に来てもらうということよりは、この事業は訪問をして状況把握をして、その上でどういう対応をしていくかということが主になりますので、そのようにご理解をいただければと思います。

議 長 丹野和子君。

丹野議員 4点目の「介護保険料の納付困難者について」。そういう相談は今のところないというお話でしたが、滞納者は村内にいますでしょうか。広域の調査によれば、ほとんどが生活困窮による滞納で金額件数ともに7割になっておりますが、本村ではどういう状況でしょうか。

議 長 村長。

村 長 丹野議員の再質問にお答えいたします。滞納は実際にございます。その中で納付困難の場合は相談をしていただくということですし、その状況等見ながら必要であれば、こちらからアプローチしていくことになると思います。現段階ではそういう状況までにはなっていないということでございます。滞納の方々の実態調査等しながら、必要な対応等していければと思っておりますので、そのようにご理解いただければと思います。以上でございます。

議 長 以上で、4番、丹野和子君の一般質問を終わります。

議 長 次に、5番、中川昇君の一般質問を許します。
中川昇君。

中川昇議員 令和6年9月野田村議会定例会において一般質問の機会をいただきましたので、4点について小田村長並びに教育長のお考えを伺います。

1点目、「高齢者補聴器購入への支援について」であります。この項目につきましては、以前も質問しておりますが、再度質問させていただきます。加齢性難聴に悩む高齢者は社会参加が制限されたり、孤独・孤立の問題を抱えるといわれております。厚生労働省が定める認知症施策推進大綱において、難聴は危険因子の一つとして挙げられており、補聴器で認知機能が改善されたという研究成果も発表されております。高齢社会が進行する中、健康寿命の延伸により自分らしく社会参加を続けられるような取り組みが必要であります。医師の診断のもとに補聴器を購入する高齢者への助成が必要と考えますが所見を伺います。

2点目、「次期野田村総合計画の策定について」であります。未曾有の東日本大震災を乗り越え、安心・安全で活力ある村づくりの実現に向けて、村民の福祉向上のため各種施策を展開していることに敬意を表するものであります。さて、野田村総合計画は来年度で終了となります。令和8年度から新しい計画がスタートすることになり、現計画の進捗状況と課題についてお伺いいたします。また、来年度策定が予定される新しい総合計画は、今後の村づくりの指針となるものであり、誰もが「ふるさとのだ」に誇りと愛着を持ち、住んで良かったと思える村づくりが求められます。村の将来像をどう描き、その実現のための目標設定は何かお伺いいたします。

3点目、「奨学金の代理返還制度について」であります。少子高齢化社会にあって、働く若者が夢と希望を持って生きられる環境を作るとは極めて大切であります。奨学金の代理返還制度は、奨学金を受けていた社員に対し、企業が返還金の一部または全額を支給する制度であります。奨学金の返済に悩む若者の支援、人材不足に悩む企業の支援、地域の活性化にもつながるものであります。企業に対し、奨学金の代理返還制度を周知し、奨学金返済の経済的・精神的な負担を軽減し、安心して働くことのできる環境を整備し、優秀な人材の確保と定着につなげる有意義な取り組みと考えるが所見を伺います。

4点目、「若者の社会参画を促す取り組みについて」であります。地域振興やコミュニティの推進は、住民の自主的・自発的な活動の促進や住民参加の充実が求められております。今後、さらなる充実を図るためには新しい世代の柔軟で斬新な発想が必要であり、担い手である若者の育成は急務であります。近年、中高生や20代の若者がまちの賑わいづくりに提言したり、コミュニティづくりに参画している姿が散見されます。若者の社会参画、住民協働のまちづくりの担い手育成、自立心の醸成などを目的として、若者がまちの形成に関する活動を支援するため、「若者チャレンジ補助金」など中高生や若年層をターゲットとした補助制度を創設してはどうか、見解を伺います。以上登壇しての質問を終わります。

議 長 村長。

村 長 中川昇議員の1番目のご質問であります「高齢者補聴器購入への支援について」であります。高齢者の社会活動等の参加促進やコミュニケーション向上を図る観点から、その必要性は認識しておりますが、身体障害者手帳の該当とならない方への購入助成につきましては、他の市町村の状況等を見極めながら判断していきたいと考えております。

2番目のご質問であります「次期野田村総合計画の策定について」の前段「現計画の進捗状況と課題について」であります。現在の総合計画につきましては、平成28年度から10年間の基本構想を踏まえ、令和3年度から5年間の後期基本計画による各種施策を進めているところであります。この間、新型コロナウイルス感染症の影響により行動制限される時期もありましたが、コロナ禍でも可能な方法で事業を進めてきたところであり、計画した主要事業は令和7年度までに概ね実施できるものと考えております。課題につきましては、長引く物価高騰による住民生活や地域経済への影響、頻発する自然災害への対応などが挙げられます。後段のご質問であります「村の将来像と目標設定」についてであります。来年度、令和8年度から10年間の基本構想と5年間の前期基本計画の策定業務に入ることから、具体的な内容を申し上げることができませんが、策定にあたっては、村民、関係機関等の皆様からご意見を伺いながら進めて参りたいと考えております。

3番目のご質問であります「奨学金の代理返還制度について」であります。企業が人材確保と長期間の雇用の安定を図ることを目的として始まってきた制度であり、岩手県でも認定企業への就業者を対象に2分の1を支援する制度があるほか、全国的に同様の支援が広がってきているものと認識をしているところであります。村といたしましても、若者の人材確保とUターン就職の促進を目的として、野田村育英会奨学金の返還免除や、他の奨学金返還者への支援を独自に行っているところであります。野田村育英会に対して企業の代理返還も可能でありますので、このような制度が、奨学金返還者の支援策として企業等へ広がっていくことを期待しているところでございます。

4番目のご質問であります「若者の社会参加を促す取り組みについて」であります。議員ご指摘のとおり若い世代の社会参加やまちづくりへの参画は重要なものと認識しております。また、村では、東日本大震災をきっかけに多くのつながりが生まれ、交流層と住民の協働による新たな取り組みなど、地域振興やコミュニティの発展に寄与する事例が多数生まれております。そのような状況を、より地域の活性化に生かすべく、村では今年度より地域課題の解決

や地域の元気創出に資する事業の実現を応援することを目的とし「地域活性化アイデア実現補助事業」を創設したところであります。本事業を活用した、若者の自由な発想による企画の実績も既に複数生まれており、今後においても、制度の周知や活用を図るとともに、学校や交流層との連携など様々な方策を模索しながら、若者世代の地域振興への参画を図って参りたいと考えております。以上でございます。

議 長 ただいまの答弁に対し再質問を許します。
中川昇君。

中川昇議員 1点目の「高齢者補聴器購入への支援について」再度伺います。この項目につきましては先ほども申し上げましたが、以前にも質問させていただいております。そこで補聴器につきましては、例を挙げれば目が悪くて近視の方が眼鏡をかければすぐ効果があると、そういうものではないようであります。しかしながら管内、近隣市町村を見るともう既に宮古市、山田町、田野畑村、普代村、久慈市、近隣町村は実施済みであります。ですから予算額をみても10万円も20万円も助成をするということではなくて、5万円弱ぐらいの額を医師の判定のもとに該当する方に助成をすれば、そんな大変な額ではないというように私は思っております。ですからこの回答にもありますが「他の市町村の状況等」ということは、もう既にやっておりますので、ぜひ早期に実施をしていただきたいと思いますが、ご答弁をお願いいたします。

議 長 村長。

村 長 中川昇議員の再質問にお答えいたします。この補聴器の助成につきましては、現在村では、身体障害者手帳の該当となる方の部分だけです。あとは岩手県で18歳未満の方の手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴児に対するものについては3分の2補助している状況でございます。今全県的には少しずつ広がってきていますが、まだまだ全県的に多いという状況にはない中で、補聴器と拡声器といいますか音を大きくする物で結構安価な物ですが、その使用で結構改善されるということもありますので、その辺の状況やいろんな実態等把握しながら必要であれば検討を進めていきたいというように思います。そのようにご理解いただければと思います。

議 長 中川昇君。

中川昇議員　　少し前向きな答弁をいただきました。ほかの市町村でやっている要綱等を見ると、65歳以上の者でそこに住んでいるということで、例えば5万円ぐらいかかればそれを100パーセントあるいは、もう少しかかれば10分の9ぐらいを給付するということで、多分該当する難聴者はほとんどが片耳だと思うんです。ですから5万円前後の助成があれば十分補聴器、相談員、専門店で購入前のさまざまな試用、装着を重ねながら、購入しても調整をしてもらえる、保守も修繕もしてもらえるということで、その人に合ったように最善の策を尽くして、この聞こえの改善につながっているということでございますので、ぜひとも実施していただきたい。もう一度お願いします。

議　　長　　村長。

村　　長　　中川昇議員の再質問にお答えいたします。この事業については、当然のことながら身体障害者手帳の交付にならない。ただ聴力レベルが何デシベル以上とかの範囲、それをやるために医師の診断等も必要になってくるわけです。これによって改善されるかどうかという判断も必要になってくるということで、そんなことも踏まえて先ほど申し上げましたように、県内全般の状況等見ながら必要であれば、検討して進めていきたいというように思います。以上でございます。

議　　長　　中川昇君。

中川昇議員　　ありがとうございました。これからよろしく願いいたします。次に2点目「次期野田村総合計画の策定について」でございます。来年度までの計画であって、8年度からは新しい計画が始まります。これまで事業はおおむね実施できるものというような回答もございます。8年度からの計画も5年間5年間の計画になると思いますが、若者の意見とか女性の意見等を取り入れた計画が今後ますます必要になってくるのではないかというように思います。そこで総合計画の策定にあたりまして、若者女性会議というようなものを設置をして、その考えを計画に反映させると。そういうようにぜひしていただきたいのですが、お考えをお伺いします。

議　　長　　村長。

村　　長　　中川昇議員の再質問にお答えいたします。議員ご承知のように基本計画、総合計画等ですね、いろんな方々のご意見、いろんな団体のご意見等を伺いなが

ら今までもやってきている。今後もそういう形でやっていきたいというように思っております。その若者女性に特化した組織を作るかどうかというのは今後の検討の中で出てくるとは思いますが、いずれそのような組織を作る作らないにかかわらず、いろんな若者であったり女性であったりの意見が反映される、そういう意見を聞きながら進めるということに変わりがないと思っておりますのでそのようにご理解いただければと思います。

議 長 中川昇君。

中川昇議員 次に3番目の「奨学金の代理返還制度について」であります。この制度はもう既に実施をしている企業等もかなりあるわけでございまして、我々もなかなかこの制度があることを知らなかったわけですが、ある所でお話を聞きまして今回提案させていただきました。そこで、こういう制度についての周知がなされていないのではないかと思います。会社あるいは本人にとっても双方に利点があるように感じております。例えば会社であれば税等の優遇措置もあるようですし、人材の定着にもつながるということで、ぜひ周知を徹底していただきたいと思いますが、その件についてお願いします。

議 長 村長。

村 長 中川昇議員の再質問にお答えいたします。企業の奨学金に関しては、例えば近隣では久慈市さんの企業が3つほど、制度の認定企業になっています。これは、村でPRということではなくて制度をすすめながら県の方でそのようなチラシを作ってPRしておりますので、企業さんといろいろなお話をする中でそういうのがあるのは当然企業さんは知っているわけですので、「そのようなこともあればいいですね」ということで企業さんの方にお話することがありますが、村で積極的に企業を回ってPRするというようなものではないかなと感じております。以上でございます。

議 長 以上で、5番、中川昇君の一般質問を終わります。

議 長 次に1番、山田陽子君の一般質問を許します。
山田陽子君。

山田議員 1番、山田陽子が村政の諸課題の中から7点について質問いたします。

1点目、「子育て支援の充実について」。昨今、子育て世代の働く環境は厳しい状況です。社会変動に伴い働き方が多様化しています。このような状況下において、保護者が安心して働くために、休日保育の開設が喫緊の課題となっています。早急に休日保育の取り組みに向けて検討すべきではないでしょうか。村長の見解をお尋ねします。

2点目、「野田はまなす会の支援について」。人口減少や出稼ぎ者の減少により、野田はまなす会の会員も少なくなっていると聞きます。こうした中でこれまで存続して活動されてきていることは大変なご苦労があったと察するところです。県内の組織の中では解散しているところもあるとの事です。そこで村として「野田はまなす会」を存続していくために何らかの手立てを講じていく必要があると考えます。今後の考え方と併せて補助金などの支援策について伺います。

3点目、「のんちゃんネットについて」。このことについては、以前に時代に即した通信環境の検討を図るべきとの質問をしています。その後3年が経過し、各家庭の機器も故障が増えてきていると聞きますし、ランニングコストの面から考えても厳しい状況が予測されます。今後どのように進めていくのか伺います。

4点目、「大雨による指定緊急避難所及び指定避難所について」。東日本大震災以降の避難所は、プライベート空間の確保のためパーティションの設置がされるようになってきています。村の避難所もその対応になっていることのようにです。大雨による指定緊急避難所及び指定避難所について。当村においては、過日の台風5号接近に伴う避難所開設時に総合センターでは、和室に4個のパーティションが設置されていました。担当者に聞くと和室には、最大8個のパーティション設置が可能とのことでした。そこで伺いますが、パーティション設置における村の各避難所に予定される避難者数とパーティション設置数は、収容人数に十分対応できるのかお尋ねします。

5点目「第三堤防等の桜の木の植栽について」。桜の苗木の植樹について、6月に同僚議員が質問しています。これに対する答弁は業者等から確認をし、対応を検討していくとのことでした。現在の状況は、ほとんどが枯死しているように見えます。植え替えの前より活着している苗木が少なくなっているようです。その後どのように対応してきたのか、また今後どのように考えていくのかお示してください。

6点目、「村民プールについて」。このプールは昭和52年に建設されてから、長い歳月により経年劣化が進み応急処置の改修でここまで来ている状況のようです。「鉄筋柱」と表示してありますが「鉄骨柱」と改めて訂正をお願いします。鉄骨柱の接続部をはじめ亀裂が見受けられたり錆がひどい状況ですし、更

衣室やシャワー室も壁が剥がれたり水が止まらなかったり他にも様々な箇所に不具合が生じているようです。また管理室にもエアコンがなく、プール室内も35度以上になり近年の暑さで環境対策は万全だとは言えません。塩素を使用するため致し方がないとはいえ、抜本的に建て替える時期ではないでしょうか。早急に検討すべきと考えますが、村長はどのように捉えているのか伺います。

7点目、「跡地となる野田小学校の利活用について」。来年度には跡地となる小学校の利活用について、様々な検討を重ねてきていることと思いますが、ホームページ上で活用用途を公募しながら広く意見を募っていくとのことでした。その後の進捗状況と計画はどのように進んでいるのでしょうか。お示してください。以上7点よろしくお願いいたします。

議 長 村長。

村 長 山田議員の1番目のご質問であります「子育て支援の充実について」であります。休日保育は保護者の就労等により保育園等が休園日となる日曜・祝日において家庭での保育が困難な場合に児童を保育する制度で、保護者の多様な勤務形態や社会活動への参加を支援するとともに、健全な子育て環境を維持していくことは村におきましても重要な施策の一つと考えております。多様化する就労形態に対応した柔軟な保育サービスの提供について、今後検討して参りたいと考えております。

2番目のご質問であります「野田はまなす会の支援について」であります。会からの要望等を伺いながら支援を検討して参りたいと考えております。今後につきましては、引き続き新規会員の獲得に努めながら会の活性化を図るとともに、会長をはじめとした会員の皆さまと協力し、存続・発展に向けて取り組んで参ります。

3番目のご質問であります「のんちゃんネットについて」であります。令和7年1月末をもって現サーバの賃貸借及び保守が終了する予定です。議員ご指摘のとおり機器の更新に当たっては多額のコストがかかることから、村としては現在も利用している「I A T自治体情報配信サービス」に加えて、新たに「自治体公式LINE」を活用する方向で本補正予算に必要経費を計上したところであります。今後は住民向け説明会を開催し、操作方法等を周知するとともに、引き続き速やかな情報発信に努めて参ります。

4番目のご質問であります「大雨による指定緊急避難所及び指定避難所について」であります。本村では大雨による災害の危険性が高まった場合の指定避難所を4箇所指定しており、1人あたり約4平方メートルの面積を確保した収容人数としております。備蓄するパーテーションを使用した場合、最大収容

人数は約400人となり、避難者の収容には対応できると考えております。

5 番目のご質問であります「第三堤防等の桜の木の植栽について」ですが、活着の状況を確認し、寄贈元へ状況を伝えたところ、補植分を頂けることとなっております。寄贈のタイミングが適期となるよう要望し、再度植え替えることとしております。

6 番目のご質問であります「村民プールについて」ですが、議員ご指摘のとおり昭和52年7月に完成して以来47年の経過とともに経年劣化が進んでおり、これまで鉄骨の補修をはじめ、給排水設備・トイレの水洗化、ろ過機の更新のほか、本年度も安全を確保するための応急修繕として、4月から6月にかけて、屋根と壁面の鉄骨の補修を行うなど、維持管理に努めてきたところでございます。また、管理室のエアコンにつきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

7 番目のご質問であります「跡地となる野田小学校の利活用について」ですが、本年1月の課長会議にて情報を共有し、今後の活用について庁内で検討を始めたほか、7月には文部科学省「みんなの廃校プロジェクト」のホームページに掲載して、広く公募を行っているところでございます。これまでも、議員各位からご提案をいただいてまいりましたが、今後も、様々な機会でPRを行い、利活用について検討して参りたいと考えております。以上でございます。

議 長 ただいまの答弁に対し再質問を許します。
山田陽子君。

山田議員 1点目の「子育て支援の充実について」ですが、「今後検討して参りたい」という答弁をいただき非常に心強いなと思っております。ぜひ早い対応を行っていただきたいと。やはり子育て世代が安心して子どもを預けては働く環境を整えていくことが村の人口維持にもつながることではないでしょうか。そういった意味からも今年度中にぜひ検討を進めて、できるだけ早い実現に向けていただきたいと思いますと思いますが再度伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員からの再質問にお答えいたします。子育て支援は非常に重要でございまして、その中の一つとして、休日等の一時預かり等が必要な事業でもあると考えております。これについては、現在保育会と実施に向けてどのようなことを対応していかなければならないのか、どのような課題があるのかも含めて

進めているところでございます。実施するということになりますと、実施要綱の制定等も必要になってくるということで、現在保育会の方と保育会が実施できるかどうかというところもありますので、その辺も含めて協議をしているという段階で、できれば7年度に実施したいということで進めているところです。そのようにご理解いただければと思います。

議 長 山田陽子君。

山田議員 ぜひ、村としても十分な支援をしながら来年度の実施に向けていただきたいと思います。それでは2点目の「野田はまなす会の支援について」再質問いたします。「はまなす会からの要望等を伺いながら支援を検討して参りたい」というようなことでございますが、村として会の存続のために一人でも多くの野田村出身者の方へ積極的にアピールすることも必要だと思います。例えば成人式等に参加される方に啓発等も一つの方法だと考えますし、村としてこれまでどのようなことをしてきたのか、また、今後の会員増員に対する村の姿勢について具体的にどのようなことを考えているのか再度伺います。また、支援等を考えていくということですので、補助金等についても早い時期に来年度に向けて、はまなす会等との協議を進めていくことが喫緊だと思うんですが、そのあたりを具体的に今年度中に行われていくのかどうか再度伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の再質問にお答えいたします。はまなす会の活動の支援については、正式には要望をまだいただいているわけではございませんが、なかなか大変だというようなことは会合の際に聞いております。今、はまなす会でも新しい会員をとということで活動してるのですが、村としてもそのような要望を受けて以前には広報に載せたりしたわけですが、なかなか若い人達が増えてこない、出て行っている方、関東の方へ行っている方がかなりいると思うんですけども、そこにつながってこないということで、その辺のところを今後はまなす会の方とも、お話をしながら進めていければと思っております。この補助の状況について補助してるところもあれば補助していないところもある状況だと思っておりますが、今の現状をお伺いしながら、そのような要望をいただければ、それなりの検討をしていきたいというように思っています。ちなみに今度ですね、はまなす会の交流会というのが、関東の方で千葉ですけども開かれますが、その際に、「心はいつも野田村民」の登録の方々も一緒に交流会をしたいという企画が動いておりまして、そのような、出身者だけではない交流を進めるという

ことで、今年度からそういう事業をしようとしてる。そんなことも含めながら、会員の増を図っていければと思っているところです。以上でございます。

議 長 山田陽子君。

山田議員 それでは3点目の「のんちゃんネットについて」再質問いたします。新しい事業として自治体公式LINEということで、スマホとかタブレット等を使ったことで進めていくということで、先日の全員協議会の中で説明も受けました。これまでの「のんちゃんネット」の維持費というのは、令和5年度の決算書を見ると2段になってはいるんですが合わせて1,146万4,000円あまりのようです。新たな自治体情報配信サービス導入事業の導入費は、1,777万円ということですが、それでは新しいサービス事業についての年間維持費はどれぐらいになっていくのでしょうか。また新たな事業のメリットとデメリットについても伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の再質問にお答えいたします。まず導入経費については、今の形で進め、のんちゃんネット後継機を新たに入れるということになりますと、4億円位かかるということでございます。新規導入の場合には様々な補助等がありましたが、更新となるとなかなか難しいということもございます。そういう中で今回の「自治体公式LINE」は、ご承知のようにスマホでやるわけですが、スマホがない方々にはタブレットを各家庭に1台ずつ。そのタブレットの使い方によっては現在の「のんちゃんネット」と同じではないですが、近い使い方ができるようになります。その使い方については、のんちゃんネットをスタートした時もですが、やはり個々に使い方等説明していかなければならないと思っていますけれども、その「自治体公式LINE」という、新たに整備しようとする導入費は1,400万円位です。これが4億円と1,400万円でございますので、かなり安価に近い状況での情報発信等もできていると考えているところです。経常経費につきましては、「のんちゃんネット」令和5年度実績であれば、1,500万円位ランニングコストがかかっていると。「自治体公式LINE」、単純にタブレット200台と考えているのですが、台数が減ればさらに減ってきますし、増えれば若干増えるわけですが、200台で試算して、約1,000万円500万円位ランニングコストも安くなるというようなところです。タブレットを置いた場合、スマホと同じ電波網で使用するということですので、皆さん使っているNTT、au、SoftBank、これをどれでも使えると。「私の所ではこれを使い

ます」ということで切り替えて、それで使えるというようなことになりますので、やや、現在と同じような使い方ができるということでございます。ただ、必要なものは開けてみなければならないという部分。緊急の場合には操作しなくても音がするような形にしたいと。今でも緊急時に音がします。それに切り替えることができるのかということ今動いてますけれども、そのようなことで進めていければということで、そうであれば大きく現在とは変わらないというように考えております。一番の課題は、また新たに、使い方を覚えてもらうことになると思います。この「のんちゃんネット」をスタートした時も「なかなか使い方がわからない」。また、現在でも「ついてはいるけど、見たことも聞いたこともない」という方もいます。それをいかに使い方を知ってもらって使ってもらえるかというのが一番の課題かなと思っております。以上でございます。

議 長 山田陽子君。

山田議員 今おっしゃる通りですね、使い方というのは非常に大きな課題だと思います。補正予算の中でも伺いましたが、そういったところでですね、対応できない利用者が、要は利用が困難な住民が一定数あると思われます。しかしながら「のんちゃんネット」は、電話機の形だったので少しなじみやすかったと思うんです。ただ今は、やはり高齢者の方々も、それから20年ほど経つわけですがけれども、高齢者の方でもスマホを持ってる方も持っていない方もいる中で、タブレットの活用というのは難しい方もいらっしゃると思うんですね。先ほど村長もお話しましたが、これまでは一方的に情報が流れてきていましたが、これからは自ら取りにいかなければならないということになります。そうした場合、何度も言いますが、利用が困難な人達をどう救っていくか、どうなじみやすいものにするかというのは、非常に時間がかかるものだと思います。そういった中で、そういう人たちを把握することが先決ではないかなと思っております。1月末までの「のんちゃんネット」の利用となりますと、今9月ですから10・11・12・1月、4か月なわけですがけれども、これを住民に説明しながら、若い方々はすんなりと受け入れられるものだと思いますが、問題は対応できない利用者の方にどう対応していくかが大事なことだと思うのですが、そのあたりぜひ検討していただいて100パーセントは無理だとしても、できる限り一人でも取り残さないような、そのような取り組みをしていくことが大事だと思うのですが、その点について再度伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の再質問にお答えいたします。いずれどういう機能が付いたどういう機種でもそうですが、初めてのものは非常に皆さん使い勝手が良くなかったり使い方が分からないというのがあると思います。この説明会等、できれば今月末から来月はじめには始めたいと思っておりますし、そういうことをしながら、どのようなことに課題があるのかも掘り出せればと思っております、そのように対応していきたいと思っております。あと先ほど申し上げましたように、緊急情報等の場合、タブレット本体の設定によって配信情報の読み上げもできると聞いておりますので、その緊急情報等については、いつでも流れてくるよう設定できればということを今考えております。これはスマホと同じですので、もし外で仕事をするときも、持って歩く、ぶら下げるとか外にも持ち歩けますので、そんなことも今よりは逆に便利になる部分もあるというようなことで、いずれどれにも長所短所ございますけれども、これまで使ってきていただいた必要な情報をなるべく早く皆さんお知らせするという部分がですね、これまでより後退しないように進めていければと思っておりますので、今後もこれにつきましては、地域の情報等いろいろ教えていただければと思っておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

議 長 山田陽子君。

山田議員 それでは4点目の「大雨による指定緊急避難所及び指定避難所について」再質問させていただきます。「備蓄するパーテーションを使用した場合、最大収容人数は約400人となり、避難者の収容には対応できると考えております。」とのことですが、確認ですけれども、この防災マップの地区別の指定避難所での400人なののでしょうか。それとですね、大雨によることでの土砂災害、洪水等に対応するということの中では、もちろん洪水だと川の近くの方、土砂災害の場合は危険性のある崖地等に住宅が建っているとかになるとと思いますが、そういった場合、総合センターに避難された方々は400人収容できるとはいうものの、そのパーテーションだと最初にお話しましたが下の和室で8基しか使えない。そうなった場合には当然総合センターの2階も利用することになると思うんです。それで例えば城内地区の場合は間に合うものなののでしょうか。例えばここから中学校に移動する。そのために早い時間帯から情報流す。この間の台風5号の時もそうですけど、局地的な雨が降ったり足元が悪く、車のない人もいる状況の中で、ここから2～3キロメートルはないわけですがけれども、避難するっていうのは非常に困難と危険を伴うことだと思います。そういったとこ

ろで、やはり地域地域によっては違ってくることもあると思うんですが、その400人の収容っていうのはこの防災マップの指定避難所の建物のみのことなのかも再度伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の再質問にお答えいたします。指定避難所というのは今400人の収容。総合センター、小学校、中学校、えぼし荘となっております。この場所で例えば総合センターのお話が出ましたけれど、その総合センター、当然多くなれば、老人休養室だけで間に合いませんので、大会議室も児童室も使う、小会議室も使うというようなことで、総合センターでは約130人分のパーテーションが準備できていると。避難した方々の人数によってパーテーション、またその他に簡易テントですか、ワンタッチテントっていうのも若干ありますので、そういうものも活用しながら、避難者の方々が少しでも周りとは遮断した空間で過ごせるような形にしていければと思っております。現段階での試算であれば、これで間に合うというように考えております。これは津波等になった場合は全く場所も変わってきますし、前回の津波の場合850人位あったわけですが、現在高台の方に行ってる方々もございますので、これはもう津波用ということでございませぬが、指定避難所の場合のパーテーションの数としては足りるのではないかなというように考えております。以上でございます。

議 長 山田陽子君。

山田議員 足りるのではないかというようなお話ですが、やはり今後予測をはるかに上回るような状況というのは、往々にありますよね、大雨等において。そういった場合にやはり避難所としてですね、もちろん皆さんが全部来るといようなことは、相当、洪水の場合だと「うちは大丈夫」という形にもなるかなと思うわけですが、垂直避難が難しい住民っていうのも、住民の方もいらっしゃることで、避難所の箇所をですね、間に合うという村長の答弁ですが、やはりもう少し見直すことというのは考えられないのでしょうか。例えば、この津波じゃなくて、洪水の場合ですよ。例えば保健センターの2階、3階とか、北区地区コミュニティセンターなど。そういった所についての見直しも検討していく必要があると思うんですが、その点について再度伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の再質問にお答えいたします。「避難所の数が多ければ」、「なるべく近くに」というのも一理ありますが、避難所では職員が全部対応しなければならない。職員の対応を考えると、どんどん増やすっていう考えもなかなか厳しい。実は前回ある場所ですね、自主防の方をお願いして、ある公民館を対応してもらうということにしました。これは自主防災組織を増やしていきながら皆さん協力していただきながら、地域で作っていただくわけですが、その自主防での対応できる部分については、今お話があった公民館等を活用して対応していただくような方向も考えながら進めていければというように思っておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

議 長 山田陽子君。

山田議員 ぜひ、避難困難者といいますか、そういう方々の命を守っていかなければならないわけですので、そういった自主防災組織の実のある対応の仕組みを構築していったきたいと思っております。

5点目に移ります。「第三堤防等の桜の木の植栽について」ですけれども、また寄贈していただくということのようですけれども、いずれにしても、せっかく善意の寄贈による大切な桜の木だったわけで、あの場所自体は冬から春先にかけて非常に浜風によって根付きがたい所だと思うんですね。例えば、こも囲いをするとか、これまでのようなやり方ではあまりにも桜がかわいそうそうだと思います。こもについては、3～4年前に北海道に研修視察に伺ったんですが、向こうも風が強い所で襟裳岬では1本1本だったかな、1メートルぐらいの高さのこもで大事に囲って成長を見守っているなと感じてきたことがあります。やはりそういった配慮がこれまでの2回足りていない。今回の場合は時期が悪かったと言いながら、全く根付いていないような状況というのは、受ける側ももっと大事に取り扱っていくことが必要だったのではないかなと思います。しっかりとした手立てをして植えっぱなしではなくてメンテナンスも行うということも必要だと思います。今度またいただいて、それを植栽するとなると村としてもそれに経費がかかるわけですので、できるだけ大事に考え取り扱い育てていくことは大切なことだと思います。その点について再度伺います。また、植える場所ですが、堤防の浜側じゃなくて、山側の斜面とかに植えるという考え方も一つではないかなと思います。そうすると浜側からの風があまり当たらないわけですから、そういった所もいろいろと研究しながら、次の植栽については、ぜひいろんな取り組みを試みていただきたいと思いますが、その点について再度伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の再質問にお答えいたします。堤防のいわゆる第三堤防と言われる公園の堤防の桜の木でございますけれども、先ほど当初の話が出ましたが、当初は防潮堤がまだできていない段階でした。まだ早いということでしたけれども寄贈する側の都合もあって仮植して、最終的には仮植も大きくなってきたのでということで植えましたけれども、やはり防潮堤がない状況での海風で非常に風も強いそして潮風もということで、どうしてもだめで、すべてじゃないんですがだめになったのが多かったということでございます。先日植えた部分については、秋に来るとということで寄贈に応募させていただいたのですが、秋に来る予定がなかなか来なくて1月から2月になってようやく届いたということでした。結果、死んでいたものが結構あったということのようです。そのことをお話して、寄贈元の方は理解をして今回その分について、再度送りますというようなことになっています。これにも植えるタイミングっていうのがあって、本来は秋なんだそうですが、この辺は冬に土が凍みあがってというようなこともあって春の方がいいのではないかとということで、なかなか寄贈する側のタイミング等もありまして、それで前回ですが植える前に、あそこの一番の課題はやっぱり土が粘土質で最初がいいんですが、根を張っていけないということで、どうしてもああいう状況になるという事だったので、土の入れ替えをして植えたわけですが、そのほとんどといいますか8割方が死んでいたというような状況です。今生きているものもございますので、今度寄贈してもらう物と、あと別の団体が植樹したいということで申し込みがありますので数団体にもお願いして植えていただくと。土の入れ替えをした部分とあとは今お話があった風が当たらない下の方が結構、最初のも生きていますので、その場所等も検討しながら植えていければと思います。いずれ我々も植えっぱなしで死んでもいいという考えではなくて、なんとか息づいていただいて、あの場所が桜の名所になればいいということでスタートしていますので、寄贈する側もそのような気持ちで寄贈していただいておりますので、なんとか生き残るように、今後もしっかりと管理をしていければと思っていますので、そのようにご理解いただければと思います。

議 長 山田陽子君。

山田議員 ぜひ次のものは大事に、野田村に桜の名所ができるよう、そういった場所になることを住民も望んでおりますので、大事に育てて寄贈側の気持ちを汲み取って感謝しつつ暮らしていきたいものだと思いますので、ぜひよろしくお願

いいいたします。

それでは6点目の「村民プールについて」伺います。47年経過しているということでございますが、当時は本当に画期的なプールだったと思っています。屋根がついて夏の間だけでしたけれども、あの頃はまだ今のように温度も上がらなくて震えながら曇りとかやませの時には震えながら子ども達が利用していたという記憶がございます。さすがに47年以上経って本当にメンテナンスにも限界が来ていると聞いています。部品を交換するにしても、あまりにも古かったり、そのメーカーが今ないとか、そういったことで対応できるものがなくて困難をきたしていると聞いています。安全面をはじめ大きな問題もなくこの47年来ているわけですが、そのご苦労は教育委員会さんが大変なものだったと思っています。今後来るかもしれない大地震、災害等も今は非常に予測ができない状況の中ですので、それらに対応することも必須だと考えておりますが、先ほど同僚議員から話のあった令和8年度から野田村総合計画が始まるわけですが、そちらの方に盛り込みながら新しく見直すことが必要だと思います。聞くところによると、最近は大人も利用される方がいらっしゃると聞いておりますので、子ども達の学校教育の観点からそして健康維持増進のためにも、このプールは貴重な野田村の施設であると思いますので、その点について再度伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の再質問にお答えいたします。この村民プールでございますけども、47年経っているというようなことで、あちらこちらですね、当時の仕様から水洗にしたりいろんなところ直しながら使ってきているという状況でございます。プール本体、水の入っているその部分については、一度調査をしてもらいまして、まだ大丈夫だということでしたので、それでは上の屋根の方を修理しながら使っていこうということで、これまでも屋根の修理をしながら、鉄骨の補修をしながら進めてきているところでございます。いずれプールそのものも、いつかは新しいものにしなければならないということは意識の中にはあります。ただ、今様々な事業等進んでいますので、それらの状況等も見ながら、今後の計画も必要であればしていかなければならないと思っていますところですが、プールの整備の補助っていうのもないわけではないんですが、年間、通年利用できるように温水にしなければならないとかですね、その補助が例えば3分の1だとしても基準額があるなど、結構大きな事業になりますので、いずれこれについては、今後どの程度の時期でどのような規模のものにしなければならないなどの議論は始めなければならないと思っていますので、そのようにご理解い

ただければと思います。

議 長 山田陽子君。

山田議員 全国的に今年の夏もそうですが酷暑、非常に暑い。これまでの気温から高くなって温暖化がどんどん進んでいる状況です。そういった中で、ここの地域的には、これまで屋根をつけて夏場だけの利用でやっておりますけれども、南の地域の方では、逆に夏は余りにもひどいために、冬場に利用するようなプールに建て替えている所が増えているという情報も聞いております。ですから先ほど温水プールの話がありましたけれども、これはなくてはならないもので、ぜひ、積極的に検討を進めていただきたいと思います。ぼちぼちと始めるということではなくて積極的に始めていただきたいと思いますのですが、再度伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の再質問にお答えいたします。先ほど申し上げましたように、いろんな部分が老朽化しているのも事実でございます。その老朽化している部分を先ほど申し上げましたように補修しながらやってきました。令和4年には、ろ過機そのものを新しいものに交換しました。交換しながら修繕しながら使えるものは使ってきたわけですが、いずれ将来的には、このプール本体そのものが、だめになる時期も来るとも思っておりますので、いずれそういうことも考えながら、今後事業として必要かどうかも含めて検討協議をしていく、そのようなことをしなければならないと思っておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

議 長 山田陽子君。

山田議員 7点目の「跡地となる野田小学校の利活用について」ですが、「みんなの廃校プロジェクト」ということで「7月にホームページに掲載して、広く公募をしている」ということですが状況はどのようなものなのか、村としてこの「みんなの廃校プロジェクト」のみで今後進めていくところなのか、それ以外の利活用の仕方っていうのは、村民にも良いアイデア、先ほど若者の話が出ましたが、若者や女性の方々とかの意見というのも、また私たちとは違う、発想の転換も展開もあると思うんですけれども、それ以外の利活用等について村としては考えていないのか状況と併せて伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の再質問にお答えいたします。小学校の跡地利用については、「みんなの廃校プロジェクト」一本だけで動くということではないというように考えています。これは一つの方法論として、これに載せたということでございまして、住民の方々からそれなりのご意見等もいただいておりますけども、その意見、またアイデア等いただくようなそのような形をとっていきたいと思いますし、村として企業誘致の部分も若干進めておりまして、その中の企業の方々が興味を示している部分もございしますので、それはトータルで含めて有効に活用していくというようなことを検討していければと思いますし、そのようなことになればと思っております。以上でございます。

議 長 山田陽子君。

山田議員 いずれにしても、来年の今頃には新しい新校舎ができて、そちらの旧校舎ということになるわけですがけれども、あまり期間を置かないで事業を進めていかなければならないというように考えるんですけれども、いつぐらいまでに検討結果をまとめて進めていくのか予定について再度伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の再質問にお答えいたします。いつを期限ということは考えておりません。これは全国的に見ましても、すぐに良いアイデアが入った部分もありますし、時間を置いて素晴らしいなというものが入っている所もございします。またこの広さですので、企業の方であったり地元の方が使うとか、いろんな使い方を振り分けるようなことも必要かなというように思っておりますので、それらを含めて意見をいただいた中で、できるものから順次進めていければと思っております。一気にあの場所すべてが同時期に新たな形で動いていくということは想定しておりませんので、そのようにご理解をいただければと思います。

議 長 以上で1番、山田陽子君の一般質問を終わります。

議 長 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。
なお、次の会議は、9月12日、午後1時30分に開会いたします。
本日は、これにて散会いたします。

(散会 11時48分)

令和6年9月 第5回野田村議会定例会会議録（第3号）

招集年月日	令和6年9月4日（水）		
招集の場所	野田村議会議場		
開 会	令和6年9月12日（木） 13時30分 宣告者 野田村議会議長 米 田 忠 一		
散 会	令和6年9月12日（木） 14時14分 宣告者 野田村議会議長 米 田 忠 一		
応招（不応招）議員 及び出席、欠席委員 出席 9名 欠席 1名	議席番号	氏 名	出欠の別
	1	山 田 陽 子	○
	2	小野寺 光 男	○
	3	中 川 大 和	○
	4	丹 野 和 子	○
	5	中 川 昇	○
	6	小野寺 豊	○
	7	前 川 安 男	○
	8	小野寺 清 貴	○
	9	米 田 徳一郎	×
	10	米 田 忠 一	○
会議録署名議員の 氏 名	2	小野寺 光 男	
	3	中 川 大 和	
	4	丹 野 和 子	

地方自治法第121条 の規定により、説明 のため出席した者の 職氏名	村 長 小 田 祐 士
	副 村 長 中 村 剛
	教 育 長 菊 地 理
	総 務 課 長 大 沢 勝 利
	住 民 生 活 課 長 松 頭 容 子
	保 健 福 祉 課 長 神 田 康 弘
	産 業 振 興 課 長 貳 又 正 貴
	会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長 中 野 俊 男
	地 域 整 備 課 長 前 川 満
	未 来 づ くり 推 進 課 長 小 野 寺 輝 彦
	教 育 次 長 明 内 和 重
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	書 記 小 谷 地 鉄 也
	書 記 中 居 正 美
	書 記 小 野 寺 忍
議 事 日 程	別紙のとおり
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり
会 議 の 経 過	別紙のとおり

令和6年9月・第5回野田村議会定例会議事次第書（第3号）

令和6年9月12日

（開会 13時30分）

議長 これより、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しております。
なお、米田徳一郎君より、一身上の都合により欠席するとの通告があります。

議長 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
これより、日程に入ります。

議長 日程第1、「諸般の報告」を行います。
村長から、議案3件の追加提案があり、お手元に配付しております。
次に、決算特別委員長から、決算審査の結果報告書の提出があり、お手元に配付しております。

議長 次に、日程第2、認定第1号から認定第8号までの8件を、会議規則第36条の規定により、一括議題といたします。
本定例会において、決算特別委員会を設置し、付託しておりました決算認定8件の審査が終了した旨、委員長より申し出がありましたので、委員長の報告を求めます。
決算特別委員長。

決算特別委員長 本定例会において、決算特別委員会に付託されました、認定第1号から認定第8号までの令和5年度野田村一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算の8件について、去る9月9日及び10日の2日間にわたり委員会を開催し、審査いたしましたのでご報告申し上げます。令和5年度の村事業及び決算の審査については、各款にわたり、活発な質疑、答弁が交わされたところがありますが、本委員会は議長を除く議員全員で構成された委員会であり、委員会における質疑、答弁など詳細な審査内容につきましては、各位の承知するところでありますので、その結果についてご報告いたします。認定第1号「令和5年度野田村一般会計歳入歳出決算」から認定第8号「令和5年度野田村国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算」までの8件につきましては、採決の結果、い

ずれも原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。以上で報告を終わります。

議 長 委員長の報告が終わりましたが、決算特別委員会は当職を除く議員全員で構成された委員会でありますので、認定第1号から認定第8号までの各決算については、委員長に対する質疑を省略し、案件ごとに採決したいと存じますが、これにご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
それでは討論、採決を行います。

議 長 まず、認定第1号「令和5年度野田村一般会計歳入歳出決算認定について」討論、採決を行います。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
認定第1号に対する委員長の報告は、「認定すべきもの」であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、認定することに決定しました。

議 長 次に、認定第2号「令和5年度野田村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論、採決を行います。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
認定第2号に対する委員長の報告は、「認定すべきもの」であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、認定することに決定しました。

議 長 次に、認定第3号「令和5年度野田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」討論、採決を行います。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
認定第3号に対する委員長の報告は、「認定すべきもの」であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、認定することに決定しました。

議 長 次に、認定第4号「令和5年度野田村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論、採決を行います。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
認定第4号に対する委員長の報告は、「認定すべきもの」であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、認定することに決定しました。

議 長 次に、認定第5号「令和5年度野田村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論、採決を行います。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
認定第5号に対する委員長の報告は、「認定すべきもの」であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、認定することに決定しました。

議 長 次に、認定第6号「令和5年度野田村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論、採決を行います。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
認定第6号に対する委員長の報告は、「認定すべきもの」であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、認定することに決定しました。

議 長 次に、認定第7号「令和5年度野田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論、採決を行います。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
認定第7号に対する委員長の報告は、「認定すべきもの」であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、認定することに決定しました。

議 長 次に、認定第8号「令和5年度野田村国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論、採決を行います。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

それでは採決いたします。

認定第8号に対する委員長の報告は、「認定すべきもの」であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、認定することに決定しました。

議 長 次に、日程第3、議案第5号「交流物産等複合施設条例」を議題といたします。

議案内容の説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長 ただいま議題となりました、議案第5号「交流物産等複合施設条例」につきまして、その内容をご説明申し上げます。第1条は、設置規定で村内の観光及び地域情報の発信を行うとともに、農林水産物及び特産品等の販売を通じて、村内外の交流促進、地域の活性化及び産業の振興に寄与するため、名称を交流物産等複合施設とし、位置を野田村大字野田第25地割3番地1と定めるものでございます。第2条は、目的達成のための事業を定めております。第3条から第5条までは、指定管理者による管理、業務の範囲、管理の基準について定めております。第6条から第8条までは、使用等の許可、行為の禁止、使用許可の取消し等、定めております。第9条から第11条までは、使用料、使用料の不還付、減免等について定めております。第12条から第14条までは、利用料金、利用料金の不還付、減免等について定めております。第15条では、施設及び設備に損害を与えた際の損害賠償について定めております。第16条では、条例の実施に関し必要な事項は、村長が別に定めるとしてしております。次に附則では、この条例は、規則で定める日から施行することとしており、準備行為として、公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例による指定手続き

について条例の施行前に行うことができるとしております。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
 丹野和子君。

丹野議員 この交流物産等複合施設は、多様性に富んでいるとか、いろいろな使い方ができる施設であるという説明でしたが、それに伴って事業内容もいろいろ考えて事業や行事ができると思います。第2条にあります、特にこの中で（１）と（３）の「地域情報の発信」、「村民の交流及び活動のための施設を提供する」という村民の交流や活動については、指定管理者が考えて企画して運営していくのでしょうか。村や村民の方々が考えて実施できるような方向であればいいのではないかと思います、その点をお聞きします。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 丹野議員のご質問にお答えします。今お話があったように、観光の情報発信、村の特産品等の情報発信等も兼ねて活用できるものと思っております。また村民の交流、活動というのもこちらの事業でうたっております。指定管理者も企画、イベント開催もできますし、自発的に村民の皆様、団体等も地域の皆様がこちらの場所で事業がやりたい、イベントがやりたいという際には大いに使っていただければと思っております。もちろん村の方でもそれを応援していきたいと思っております。以上でございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。
 小野寺豊君。

小野寺豊議員 同じく第2条の（４）です。「道路利用者の利便性の向上に関する」とありますが、利便性の向上とはどのようなことを想定しているのでしょうか。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 小野寺豊議員のご質問にお答えします。条例第2条の（４）「道路利用者の利便性」という具体的なものですが、一つはここでお休みいただきたいと思っております。ですので、駐車場は十分に整備していきたいと思っておりますし、村の特産品などを召し上がっていただくという場所。そして、お休みいただく

場所、そしてトイレ等を整備して大いに使っていただきたいと思っております。
以上でございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
議 長 それでは採決いたします。
議案第5号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第4、議案第6号「子ども、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親
家庭及び寡婦等医療費給付条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
住民生活課長。

住民生活課長 ただいま議題となりました、議案第6号「子ども、妊産婦、重度心身障
害者、ひとり親家庭及び寡婦等医療費給付条例の一部を改正する条例」につい
てご説明を申し上げます。改正の趣旨でございますが、行政手続きにおける特
定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律
の施行に伴い、令和6年12月2日から、健康保険の被保険者証が原則廃止とな
ることから、所要の改正を行うものでございます。改正案の内容でございます
が、第2条「定義」、第9号保険証及び、第9条「資格の確認」の条文から、
「又は保険証の提示（処方せんの提出を含む。）」をそれぞれ削除するもので
ございます。附則は、「この条例は令和6年12月2日から施行し、同日以後の
受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による」と規定
しております。以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
丹野和子君。

議長 討論がありますので、まず、原案に反対の議員の討論を許します。
丹野和子君。

(反対討論)

丹野議員 議案第6号「子ども、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭及び寡婦等医療費給付条例の一部を改正する条例」に反対する立場で意見を述べます。この条例改正は、令和6年12月2日をもって、保険証、被保険者証、組合員証、加入者証、または被扶養者証等、保険給付を受けるために発行された証の条文を、削除する内容です。マイナンバーカードに健康保険証の機能を持たせたマイナ保険証の使用により、保険証の言葉自体が使われなくなることを前提として、改正されています。私は、現行の保険証を残すことを求めています。村民の多くも同様の意見だと思います。前回の6月議会でも、「現行の健康保険証を残すことを求める請願」の紹介議員になり政府の前の保険証への性急な一本化に反対しました。私が行っていたある病院で、車椅子の方がカード読み取り機で顔認証を行おうとしていましたが、離れすぎていたためかできず付き添いの方も手伝っていましたが、結局できなかったようです。最終的には、暗証番号で本人確認ができたようでした。新聞報道にもありましたが、健常者を想定した読み取り機では難しい場合もあるようです。マイナンバーカードを作るかどうかは任意です。任意の制度を普及するために、保険証を廃止することは道理が合いません。また、廃止日以降は現行の保険証が使えなくなるのではないかなどの不安を抱えている方が多くいます。経過措置等の説明が必要と思います。期限ありきの性急な健康保険証廃止、マイナ保険証一本化を進めるような議案第6号には反対します。

議長 次に、原案に賛成の議員の討論を許します。
討論ありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することに、賛成の議員の挙手を求めます。
(挙手多数)

議長 挙手多数、よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議長 次に、日程第5、議案第7号「野田村国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

議案内容の説明を求めます。

住民生活課長。

住民生活課長 ただいま議題となりました、議案第7号「野田村国民健康保険条例の一部を改正する条例」についてご説明を申し上げます。改正の趣旨でございますが、行政手続きにおける、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年12月2日から、健康保険の被保険者証が原則廃止となることから、所要の改正を行うものでございます。改正案の内容でございますが、第9条「罰則」のうち、国民健康保険法に規定された、世帯主の届け出について、同法の改正により、第9項を第5項に改正すること。及び「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」から、「又は虚偽の届出をした」に改正するものでございます。附則はこの条例は、令和6年12月2日から施行し、同日以後の行為について適用し、同日前の行為については、なお従前の例によると規定しております。以上で説明を終わります。

議長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

議長 それでは採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり決定することに、賛成の議員の挙手を求めます。
(挙手多数)

議長 挙手多数、よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議長 次に、日程第6、議案第8号「岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議に関し議決を求めることについて」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
住民生活課長。

住民生活課長 ただいま議題となりました、議案第8号「岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議に関し議決を求めることについて」につきまして、その内容についてご説明申し上げます。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、被保険者証が廃止されることに伴い、関係市町村の処理する事務を変更すること、及び市町村負担金のうち、共通経費負担金の算定に係る基準日を変更することの協議に関し、議会の議決を求めるものでございます。規約の一部変更につきましては、1枚めくっていただきまして、規約の新旧対照表をご覧ください。別表第1の下線部分となりますが、「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものでございます。また、その下の別表第2につきましては、「備考」中、「当該年度」を「前年度」に「10月1日」を「9月30日」に改めるものでございます。附則でございますが、この規約は令和6年12月2日から施行するものとし、別表2の規定については、令和7年度以後の関係市町村負担金について適用し、令和6年度以前の年度分の負担金については、なお従前の例によるものでございます。以上で説明を終わります。

議長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第8号は、原案のとおり決定することに、賛成の議員の挙手を求めます。
(挙手多数)

議 長 挙手多数、よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第 7、議案第 10 号「令和 6 年度野田村一般会計補正予算（第 5 号）」から日程第 9、議案第 12 号「野田小学校整備事業太陽光発電設備及び自家発電設備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」までの 3 件は、追加議案でありますので、会議規則第 36 条の規定により、一括して議題といたします。提案理由の説明を求めます。

副村長。

副 村 長 追加提案をいたしました、議案 3 件の提案理由についてご説明申し上げます。まず、議案第 10 号「令和 6 年度野田村一般会計補正予算（第 5 号）」について申し上げます。提案理由になりますが、今回の補正は、野田村スポーツ少年団活動費補助金に要する経費について補正をしようとするものであります。第 1 条、歳入歳出予算の補正は既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 100 万円を追加し、補正後の予算総額を 69 億 7,886 万 8,000 円にしようとするものであります。款及び項の補正額は、2 ページから 5 ページまでの「第 1 表 歳入歳出予算補正」の通りであります。

次に議案第 11 号「財産の取得に関し議決を求めることについて」申し上げます。本案は十府ヶ浦公園の用に供する遊具を 2,750 万円で、橋爪商事株式会社久慈支店から買い入れしようとするものであります。

次に、議案第 12 号「野田小学校整備事業太陽光発電設備及び自家発電設備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」申し上げます。本案は、野田小学校整備事業太陽光発電設備及び自家発電設備工事を施行するにあたり、4,785 万円で株式会社カヌカテックプラスと請負契約を締結するものであります。以上で提案理由の説明といたします。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 以上で、議案第 10 号から議案第 12 号までの提案理由の説明が終わりました。それでは、審議いたします。

議 長 まず、議案第 10 号「令和 6 年度野田村一般会計補正予算（第 5 号）」を議題といたします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 ただいま議題となりました、議案第10号「令和6年度野田村一般会計補正予算（第5号）」につきまして、その予算内容について、ご説明をいたします。今回追加提案いたしました補正予算であります。先に14、15ページをお開き願いたいと思います。10款「教育費」5項、保健体育費であります。村スポーツ少年団に所属します、野球クラブである野田中クラブの東北大会出場に係る補助金100万円の増額を計上しております。この補助金に充当するためですが、12、13ページをお開き願います。18款「繰入金」の財政調整基金繰入金100万円の増額を計上しております。以上で補正予算の説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。

（なしの声）

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。討論ありませんか。

（なしの声）

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

それでは採決いたします。

議案第10号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（なしの声）

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、議案第11号「財産の取得に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

議案内容の説明を求めます。

地域整備課長。

地域整備課長 ただいま議題となりました、議案第11号「財産の取得に関し議決を求めることについて」につきまして、その内容をご説明いたします。1の「取得する目的」でございますが、十府ヶ浦公園の用に供するためでございます。2の「取得する財産」でございますが、十府ヶ浦公園遊具一式といたしまして、ボー

ル敷設型の遊具、サイズがだいたい7メートル×10メートル、及び安全マット46枚、ベンチ1基となっております。取得予定価格は2,750万円でございます。3の「取得の相手方」でございますが、見積入札により行いまして、令和6年8月29日に開札しております。指名した業者は、橋爪商事株式会社、三井株式会社、中村弘前株式会社、吉田産業株式会社の4者で、見積の結果、橋爪商事株式会社が契約予定者となっております。4の「取得の方法」は買入れでございます。以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
丹野和子君。

丹野議員 この遊具が入るということは以前から説明がありましたが、実際に遊べるようになるのはいつごろでしょうか。

議 長 地域整備課長。

地域整備課長 丹野議員のただいまのご質問にお答えいたします。現在の予定でございますが期限を10月末としております。以上でございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。
小野寺光男君。

小野寺光男議員 この遊具の取得の方法は買入れということで、設置の工事費はかからないものですか。

議 長 地域整備課長。

地域整備課長 小野寺光男議員のただいまのご質問にお答えいたします。金額の中には設置工事一式すべて含まれております。以上でございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。
山田陽子君。

山田議員 いろいろ説明はこれまで伺っておりますが、昨今のこの暑さでちょっとだけ気になっているのは、鉄筋ではないですが、暑い時期にやけどをするとかケガをするなどの支障がないのかどうか伺います。

議 長 地域整備課長。

地域整備課長 山田議員のただいまのご質問にお答えいたします。暑さについてでございますが、物の色等にもよるかもしれませんが、ボール自体はビニール製となっております。硬い遊具や金属ほどの熱の吸収はしづらいかと思っておりますので、やけどをするほどの物ではないのかなと思ってはおります。状況によりまして、そういう季節、気象になった場合には管理者側でも確認しながら、危険と判断される場合には制限するというような方法も検討したいと考えております。以上でございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第 11 号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、議案第 12 号「野田小学校整備事業太陽光発電設備及び自家発電設備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
教育次長。

教育次長 ただいま議題となりました、議案第 12 号「野田小学校整備事業太陽光発電設備及び自家発電設備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」、議案内容と工事内容を説明いたします。議案内容でございますが、太陽光発電設備及び自家発電設備工事を 4,785 万円で、株式会社カヌカテックプラスと請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。工事の内容で

ございますが、議案書に添付しました説明資料をご覧ください。工事場所は野田村大字野田第 22 地割字中平地内で、現在整備中の野田小学校に 37.5 キロワットアワーの太陽光発電設備と非常時の電源供給となる 80 キロボルトアンペアの自家発電設備を整備するものでございます。次に契約の方法でございますが、指名競争入札により行い、令和 6 年 8 月 30 日に入札執行しております。指名した業者は、藤原電業株式会社、高畑電機株式会社、株式会社カヌカテックプラス、株式会社葛巻電気、種市電工株式会社の 5 者であります。入札執行の結果、株式会社カヌカテックプラスが契約予定者となっております。請負率は 76.92 パーセントで、工事期間は、議会の承認が得られた後から令和 7 年 7 月 31 日までとしております。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
山田陽子君。

山田議員 今回、太陽光発電と併せて自家発電設備ということでディーゼルを考えているようですが、最近であれば蓄電池の考え方もあったかと思うのですが、なぜこの方法になったのか理由について伺います。

議 長 教育次長。

教育次長 山田議員のご質問にお答えします。新しい小学校には災害時の防災機能も持たせることもありますけれども、その際に確実に一定の電力を長時間確保できるディーゼル発電の発電機といたしました。当然、太陽光発電による蓄電も比較いたしました。かなり高額になることと数十年後には交換の時期も来るということで管理等考えてこの発電機といたしました。以上です。

議 長 ほかに質疑ありませんか。
中川昇君。

中川昇議員 この契約であります。請負率が 70 パーセント台になっておりますが、最低制限価格を設けているのかどうかお聞きいたします。

議 長 教育次長。

教育次長　　中川議員のご質問にお答えします。最低制限価格、今回設けております。以上です。

議　　長　　ほかに質疑ありませんか。
（なしの声）

議　　長　　質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。討論ありませんか。
（なしの声）

議　　長　　討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第 12 号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
（なしの声）

議　　長　　ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議　　長　　以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。
第 5 回野田村議会定例会に提出されました全ての案件が議了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉じ、本定例会はこれにて閉会いたします。

（閉会 14時14分）